

第2編 地震・津波編

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

読谷村において、地震災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1. 地震・津波に強いまちづくり

地震・津波に強いまちづくりは、建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限にとどめ、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2. 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等のさまざまな災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4. 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1. 減災目標（実施主体：村、県）

村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、村が実施する事業について定め、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。なお、「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、特別支援学校、その他公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業川用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (15) その他

3. 防災研究の推進

(1) 防災研究の目的・内容

国や大学等の調査研究成果や本村の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の村民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努めるものとする。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、村、国、県ほか関係機関及び村民等が、さまざまな対策によって被害の軽減を図ることが肝要である。

村は、国及び県の協力のもと、関係機関、村民等と一体になって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 地盤・土木施設等の対策	県、総務課、商工観光課、農業推進課、土木建設課、都市計画課、施設整備課、水道課
第2款 都市基盤の整備	総務課、都市計画課
第3款 津波に強いまちの形成	—
第4款 建築物の対策	都市計画課
第5款 危険物施設等の対策	県、生活環境課、消防、嘉手納警察、火薬保安協会

第1款 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から村土を保全し、村民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなる恐れがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼす恐れがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1. 地盤災害防止事業（実施主体：都市計画課）

地震災害を念頭にした村内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びに地域開発に伴う。

液状化対策や盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

- (1) 村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の液状化対策を実施する。
- (2) 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- (3) 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に村民や関係方面への周知・広報に努める。

- (4) 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した建造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- (5) 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落の恐れのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進める。

2. 急傾斜地崩壊対策事業（実施主体：都市計画課）

村内の急傾斜地崩壊危険箇所は11箇所、被害対象人家戸数は157戸ある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地崩壊区域の指定は1区域、被害対象人家戸数は47戸となっている。危険度の高い順に県と協力して災害未然防止のための対策工事を実施する。

資料編（第1編 第1章）4-1 参照

3. 河川災害防止事業（実施主体：土木建設課）

(1) 耐震対策事業の推進

通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れが懸念される。そのため、地震による河川護岸及び河川建造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 護岸の嵩上げ整備

今後の地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要である。

このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。

(3) 取水施設の整備

河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

4. 道路施設整備事業（実施主体：土木建設課）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との「災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書」に基づく実践的な運用体制を整備・点検する。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

5. 漁港整備事業（実施主体：商工観光課）

(1) 現況

漁港の防災対策は、台風・高潮対策を重点にその施設整備を実施してきた。

(2) 漁港整備事業の実施

漁港は海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震・津波によっても大きな機能まひを生じないように、特に重要な拠点漁港とそれを補完する漁港において、耐震性強化岸壁、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(3) 応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

6. 農地防災事業の促進（実施主体：農業推進課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

7. 海岸保全事業（実施主体：県）

(1) 現況

本村における海岸保全事業の現況は、次のとおりである。

漁港海岸名 都屋

告示延長 186m

告示年月日 平成15年3月31日

告示番号 293

(2) 計画

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

ア 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

イ 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方にに基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

ウ 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。

- エ 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- オ 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

8. 上水道施設災害予防対策（実施主体：水道課）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては、十分な耐震設計、耐震施工を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するため、県内水道事業者及び水道用水供給事業者間における相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検する。

村内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、県に応援の要請を行う。

9. 下水道施設災害予防対策（実施主体：施設整備課、県）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化等災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

村は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう協力要請を行うとともに、必要な人員、資機材が不足する場合には、県に応援の要請を行う。

10. 高圧ガス災害予防対策

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、村は、国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と協力し、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

特に、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、L P ガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

11. 電力施設災害予防対策

沖縄電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

12. 通信施設災害予防計画（実施主体：総務課）

村、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 村における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を構築する。

- ・村端末局について、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る
- ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る

(イ) 村防災行政無線の整備、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

ウ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者の間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

13. 放送施設災害予防計画（実施主体：総務課）

各放送機関は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

14. 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課）

(1) 優先利用の手続

村、県、関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

村長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第2款 都市基盤の整備

都市基盤の整備に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1. 防災的土地利用の推進（実施主体：都市計画課、総務課）

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

ア 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により安全な市街地の形成を図る。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

(2) 防災的土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

事業施行中の地区については、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐものとし、組合等土地区画整理事業については、事業推進のため施行者に対して、技術面等において指導を行う。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

2. 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：都市計画課、総務課）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

県及び村は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地、一時避難地となる公園等を計画的に配置・整備し、避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

また、県、村及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3.地震火災の予防（実施主体：都市計画課、総務課）

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震火災の防止を念頭に置いた事業として、今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難地域の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等により老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

エ その他の地震火災防止のための事業

消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

村営住宅について、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

第3款 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

1. 最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部の漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。

2. 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

3. 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。
ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
4. 県や村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
5. 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・擁壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
6. 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
7. 避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
8. 公共施設や要配慮者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第4款 建築物の対策

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「読谷村耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を促進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1. 建築物の耐震化の促進（実施主体：都市計画課）

村は、「読谷村耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標（平成27年度までに、住宅90%、特定建築物95%）を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

また、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図るほか、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2. ブロック塀対策（実施主体：都市計画課）

地震発生時にブロック塀が倒壊しその下敷きとなり死傷者が発生したり、避難等に支障をきたす事例が数多くある。そこで、ブロック塀倒壊に対する危険性を講習会やパンフレットの配布により村民に周知し、正しい施工技術・工法の普及につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

第5款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

1. 危険物災害予防計画（実施主体：ニライ消防）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

村内において、危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設については、資料編を参照。

資料編（第2編 第1章）2-1～2-10 参照

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア 火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者又は監督者は、緊急時における保安体制の整備と村、ニライ消防等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

ニライ消防に化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2. 毒物劇物災害予防計画（実施主体：県）

（1）方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取り扱い状況などの把握
- イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定
- ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 災害対策組織の確立

（2）対策

村は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対して実施する以下の指導等に協力するものとする。

- ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。
- ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。
- エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。
- オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3. 火薬類災害予防計画（実施主体：県、火薬保安協会、嘉手納警察等）

村は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第一管区海上保安本部及び（社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

（1）火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。
- イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波に対する保安体制の強化を図る。

（2）火薬類消費者の保安啓発

- ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。
- イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

4. 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：県、生活環境課）

村は、地震・津波の発生に伴う有害化学物質等の飛散・流出を防止し、村民の健康や生活環境を保全するため、県が実施する以下の有害化学物質等漏出災害予防対策に協力するものとする。

（1）「P R T R法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

P R T R法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※ P R T R法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

第2編 地震・津波編

第1章 地震・津波災害予防計画

- (2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

- ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第3節 地震・津波に強い人づくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 防災訓練計画	消防
第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	消防
第3款 自主防災組織育成計画	総務課
第4款 消防団員の充実	消防
第5款 企業防災の促進	村、事業者、関係各課
第6款 地区防災計画の普及等	総務課

第1款 防災訓練計画（実施主体：村、県、ニライ消防）

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、村、県、防災関係機関及び村民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1. 防災訓練の基本方針

本村の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを第一とする。

■緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(2) 地震防災計画等の検証

村や県の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、さまざまな条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、村、県及び防災関係機関が連携して、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2. 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模についてさまざまな条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 要配慮者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3. 総合防災訓練の内容

(1) 総合防災訓練

村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び要配慮者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

県は、県民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、県民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、要配慮者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

村は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

村、県及び防災関係機関は、本県の地域特性を踏まえて、さまざまな複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4. 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5. 地域防災訓練等の促進

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（実施主体：村、県、ニライ消防）

地震・津波災害を念頭においた県、村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1. 防災思想の普及・宣伝

(1) 村の役割

村は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、村民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(2) 県の役割

県は、沖縄県地域防災計画の概要や地震津波の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について村民の理解と認識を深めるように努める。

ア 防災知識の普及・啓発活動

(ア) 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。

(イ) 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。

(ウ) ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波災害特集を製作して理解を深める。

(エ) 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

イ 活用媒体

(ア) 報道機関各機関

(イ) 県及び関係機関の広報組織

(ウ) 市町村広報担当機関

(3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

■緊急地震速報

気象台は、県や村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

■地震関連

気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

■津波関連

気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、沖縄県や読谷村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

- ・避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）
- ・津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）
- ・津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・津波警報等の発表時にとるべき行動
- ・沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

(4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(5) その他

ア 普及・啓発の時期や内容等

県、村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(ア) 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

(イ) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(エ) 緊急地震速報受信時の対応行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(オ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発にあたっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2. 各種防災教育の実施

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

村及び県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校等における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

村及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3. 災害教訓の伝承

村及び県は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）

地震・津波への対応力強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、村民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに村民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、県及び関係機関と協力して、村民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

1. 自主防災組織整備計画の策定

村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

2. 村民の防災意識の高揚

村民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進を図るため、パンフレット等資料の作成と周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

3. 組織の編成単位

村民の防災活動推進上最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、村が村民と協議のうえ、自主防災組織を設置する。

- (1) 村民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 村民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4. 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

6. 活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 防災資機材の備蓄
 - エ 防災リーダーの育成

(2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集、伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7. 資機材の整備

村及び県は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

8. 活動拠点整備

村及び県は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

9. 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

県は、村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

村及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、村民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防団員の充実（実施主体：ニライ消防）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して村民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して村民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。

1. 消防団定数条例の引き上げ
2. 村民への消防団活動の広報
3. 消防学校及びニライ消防等による消防団員の訓練の参加促進
4. 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進（実施主体：事業者、村、関係各課）

大規模な震災が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、村内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等の防災体制の充実を図るものとする。

1. 事業所の自衛消防組織

村は、ニライ消防及び県と協力して、事業所に対して、防火管理者を中心とした自衛消防組織の結成、消防計画の策定、避難訓練の実施など、防火管理体制の整備を図るよう指導する。事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域村民の自主防災組織等との連携強化を図る。また、災害時には、地域住民の自主防災組織及び関係機関等と連携を図り、消火活動、避難誘導をはじめとする防災活動を実施する。

2. 事業所等防災の推進

村及びニライ消防は、事業所の危機管理意識の高揚を図るため、事業所が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の作成や、予想被害から復旧に至る事前の計画の策定、また各計画の点検・見直し等についてのアドバイスなど、その推進に努める。

3. 集客施設への指導助言

村及びニライ消防は、商業施設等の不特定多数の人々が入り出りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導に努める。

第6款 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）

1. 地区防災計画の位置づけ

村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で村防災会議に提案した場合、村防災会議は村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2. 地区防災計画の普及

県及び村は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

村は、地震・津波に強いまちづくり、人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたって、村及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 初動体制の強化	総務課
第2款 活動体制の確立	国、県、総務課、企画政策課、農業推進課、福祉課、診療所、土木建設課、嘉手納警察、社協
第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	総務課、税務課、生活環境課、商工観光課、福祉課、こども未来課、診療所、都市計画課、施設整備課、教育総務課、学校指導課、文化振興課、消防、関係各課
第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討	県、総務課
第5款 災害ボランティアの活動環境の整備	福祉課、学校指導課、生涯学習課、社協
第6款 要配慮者の安全確保計画	福祉課、こども未来課、学校指導課、関係各課
第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	総務課、商工観光課、福祉課、都市計画課、OCVB

第1款 初動体制の強化（実施主体：総務課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

1. 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ災害対策本部の主要職員等に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していく。

(3) 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。

そこで、防災担当嘱託職員等による宿直体制のあり方について、強化を図る。

(4) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

2. 村災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震性の確保

災害対策本部の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3. 災害情報の収集・伝達体制の充実

必要とされる災害に関する被害情報（被害情報や村内の応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握するため、以下の県の対策と連携して推進する。

(1) 沖縄県即時地震被害予測システムの構築

平成8年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに各市町村の被害を予測するシステムを構築する。

(2) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を推進する。

(3) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え電気通信事業者及び放送局との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(4) 連絡体制等の確保

- ・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・沖縄県との連絡体制の確保

4. 情報分析体制の充実

県及び村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5. 災害対策実施方針の備え

村及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6. 複合災害への備え

村、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の6つの点を重点に活動体制の確立を図る。

1. 職員の防災対応力の向上（実施主体：総務課）

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、村誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国・県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した都道府県及び市町村への視察、意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

村及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2. 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、村内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

なお、村及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実（実施主体：総務課）

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

イ 救助工作車等の消防機関への整備促進

ウ 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実（実施主体：総務課）

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- イ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実（実施主体：診療所）

村は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医薬品等の搬送体制の確保に努める。

(4) 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実（実施主体：総務課）

食料・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- イ 村における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- ウ 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- オ 公的備蓄ネットワークの構築
- カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- キ 村及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び村民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保（実施主体：総務課）

ア 車両の確保

村有車両については、災害後の運用計画を作成しておく

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、地震災害後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図っておく

イ 船舶の確保

第十一管区海上保安本部所属船舶、自衛隊保有船舶、漁船等については、応援要請の方法等について、事前協議を図っておく

ウ 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続等について、日頃から連携を図り、整備しておく

3. 応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。

以下の対策を講じることによりなお一層応援体制の強化を図る。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進（実施主体：総務課）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実にける体制を強化する必要があるため、村は、近隣町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。

(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実（実施主体：総務課）

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じる。

ア 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

イ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように県内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) ボランティアとの連携体制の充実（実施主体：福祉課、社協）

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や読谷村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ（実施主体：総務課）

村外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。

そこで、村営施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実（実施主体：総務課）

県及び村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在日米軍との協力体制の充実（実施主体：総務課、企画政策課、消防）

県及び村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・基地立ち入りに関する協定（市町村）
- ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防）
- ・消防相互援助協約（ニライ消防）

(7) 応援・受援の備え（実施主体：総務課）

県、村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

4. 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

(1) 交通規制計画の作成等（実施主体：警察、土木建設課、農業推進課、）

緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能まひしないよう、交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備（実施主体：嘉手納警察、土木建設課、農業推進課、国、県）

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備（実施主体：総務課）

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定し整備していく。

(4) 臨時ヘリポート等の確保（実施主体：総務課、消防）

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、1箇所以上臨時ヘリポート等を確保するよう整備する。

(5) 緊急通行車両の事前届け出の徹底（実施主体：嘉手納警察、総務課）

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届け出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画第2章の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

(6) 災害交通規制の周知（実施主体：嘉手納警察）

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。

(7) 運送事業者との連携確保（実施主体：総務課）

県及び村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(8) 緊急輸送活動関係（実施主体：県、村）

県及び村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

5. 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルールの整備（実施主体：総務課）

報道機関を通じての広報については、村からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを設置することとしているが、今後、その活動が円滑になされるようプレスルームの設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催（実施主体：企画政策課）

災害時に村からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) パソコン通信・インターネットを通じた情報発信に関する検討（実施主体：企画政策課）

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ（実施主体：福祉課）

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、村内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6. 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務課）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会、行政区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7. 村の業務継続性の確保（実施主体：総務課、企画政策課）

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策滑動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の実集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非

常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となるそこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1. 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

村民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実(実施主体:総務課)

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を村民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実(実施主体:総務課)

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域内の村民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実(実施主体:関係各課)

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を村、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、村としては以下の対策を推進していく。

ア 社会福祉施設、公立学校、その他公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある村立施設の避難所指定

オ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実(実施主体:総務課)

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、村としては以下の対策を推進していくこととする。

県、ニライ消防、嘉手納警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練を含む)

県に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の借用依頼

(5) 緊急医療対策の充実(実施主体:診療所)

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能まひに陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。なお、当面は村として以下の対策を推進する。

ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

- イ 診療所による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする
- ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- エ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

(6) 消防対策の充実（実施主体：消防）

消防対策の充実同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、村としては以下の対策を推進していく。

- ア ニライ消防、消防団との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
- ウ 自主防災組織に対するの初期消火用資機材の補助

(7) 建築物の応急危険度判定体制の整備（実施主体：総務課、都市計画課、施設整備課、税務課）

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、村民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

2. 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進（実施主体：教育総務課、総務課）

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室の整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、備蓄倉庫の整備

(2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備（実施主体：関係各課）

ア 緊急避難場所・避難所の指定

村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災村民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で村民等に周知する。

知事は、村長から指定避難所の指定、取消しの通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。

イ 避難場所・避難所の整備

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域村民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ（実施主体：福祉課）

高齢者、障がい者の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発（実施主体：関係各課）

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね7日間）、食料、水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置（実施主体：都市計画課、施設整備課）

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。また、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。さらに、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置（実施主体：商工観光課）

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置（実施主体：学校指導課、文化振興課）

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置（実施主体：こども未来課、学校指導課）

村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(9) 広域一時滞在等の事前措置（実施主体：総務課）

村及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

イ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化（実施主体：総務課、都市計画課、施設整備課、税務課）

県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

市町村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11) 災害廃棄物処理計画の策定（実施主体：生活環境課）

村は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討（実施主体：関係各課）

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、村及びニライ消防は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：県、総務課）

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動、負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、村においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、県と連携を図ることを検討する。

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には、村、防災関係機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右するということが阪神・淡路大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1. ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み（実施主体：学校指導課）

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、村は、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じての取り組み（実施主体：生涯学習課、福祉課、社協）

村は村社会福祉協議会と協力し、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2. ボランティアの育成等（実施主体：福祉課、社協）

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村は村社会福祉協議会と協力し日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

ア 地域ボランティアの役割（初動期）

- ・被災地外ボランティアの現地誘導
- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア組織の形成を支援

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ 村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

村は、日本赤十字社沖縄県支部・読谷村赤十字奉仕団及び県・村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3. ボランティア支援対策（実施主体：福祉課、社協）

(1) 村は、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておく。

(2) 村は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

第6款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等のさまざまな面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1. 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：福祉課、こども未来課、学校指導課）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児等の要配慮者の安全を図るためには次の防災対策を講じておく。

(1) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(2) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(4) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

2. 在宅で介護を必要とする者の安全確保（実施主体：福祉課）

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、あるいは長期にわたり寝たきりの状態にあたり、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮をする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している村、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、村の条例の定めにより、村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを策定する。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府)に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、村地域防災計画には次の事項を定めるものとする。

- ア 避難支援を行う関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者の対象範囲
- ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- キ 避難支援者の安全確保対策

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

- ア 要配慮者及びその家族に対する指導
 - ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
 - ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。
- イ 地域住民に対する指導
 - ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
 - ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステム整備を充実する。

3. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保(実施主体:関係各課)

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておく。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努める。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

1. 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：商工観光課、総務課、都市計画課）

(1) 避難標識等の整備

村は、避難所・避難路等の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2. 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本村に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及（実施主体：商工観光課）

外国語のハザードマップや防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備（実施主体：商工観光課、福祉課、OCVB）

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3. 観光危機管理体制の整備（実施主体：商工観光課、OCVB）

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

村は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、村、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

本村は、今後さらに人口や高齢者の増加が予想され、津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、村民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 津波避難計画の策定・推進	総務課、消防、関係各課、施設管理者
第2款 津波危険に関する啓発	総務課、関係各課、
第3款 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	県、総務課、
第4款 津波災害警戒区域の指定等	県、総務課、

第1款 津波避難計画の策定・推進

1. 県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月）」でまとめられた「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、安全な津波避難実現のために策定した沖縄県津波避難計画策定指針（平成25年3月）を、市町村や住民等へ周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めている。
 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）

- (1) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (2) 避難困難地区・人口等
- (3) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (4) 職員の参集基準等の初動体制
- (5) 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (6) 津波対策の教育及び啓発
- (7) 避難訓練
- (8) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

2. 村における対策（実施主体：総務課）

村は、県が策定する津波避難計画策定指針、その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等に基づき、地域の実情に応じた津波避難計画の策定を図る。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

3. 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者（実施主体：関係各課、施設管理者）

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

4. 避難計画の留意点（実施主体：総務課、消防）

(1) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、嘉手納警察署と十分な調整を図る。

(2) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

第2款 津波危険に関する啓発

村は、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、村民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

1. 村における対策

(1) 村は、村民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。（実施主体：総務課、都市計画課）

ア 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む）

イ 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

ウ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地方大地震津波等）

エ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

(2) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。（実施主体：関係各課）

ア 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

イ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

ウ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

エ 津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

オ 広報誌

カ 防災訓練

キ 防災マップ（津波ハザードマップ）

ク 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

ケ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

2. 広報・教育・訓練の強化（実施主体：総務課）

(1) 津波ハザードマップの普及促進

村は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(2) 津波避難訓練の実施

村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、村民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(3) 津波防災教育の推進

村は、県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の津波防災への理解向上に努める。

第3款 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

1. 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備（実施主体：総務課）

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が村民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

2. 監視警戒体制等の整備（実施主体：総務課）

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

3. 避難ルートの整備（実施主体：総務課）

(1) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、村民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(2) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(3) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(4) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

(5) 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

4. その他（実施主体：県）

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

第4款 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課、県）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について村と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

1. 村防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下建物等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
2. 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村防災計画に定める。
3. 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
4. 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第6節 避難体制等の整備

村は、災害時の被害を最小限に抑えるため、避難体制の整備及び避難場所や避難路の整備、災害対策用食料の備蓄等を推進する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 避難体制の整備	総務課、商工観光課、福祉課、こども未来課、学校指導課、関係各課
第2款 避難場所等の確保・整備等	総務課、土木建設課、都市計画課、事業者、関係各課、
第3款 食料等備蓄計画	総務課、生活環境課、水道課、
第4款 交通確保・緊急輸送計画	国、県、総務課、商工観光課、農業推進課、土木建設課、消防、嘉手納警察
第5款 要配慮者安全確保体制整備計画	総務課、商工観光課、福祉課、こども未来課、学校指導課、関係各課、施設管理者

第1款 避難体制の整備

災害から村民や観光客等の生命・身体を保護するとともに、災害の拡大を防止し、危険な建物及び地域から安全な場所に避難させるため、避難誘導體制の確立を図る。

1. 村の実施すべき対策（実施主体：総務課、商工観光課、福祉課）

- (1) 避難所の選定
- (2) 避難所の開設及び運営方法の確立
- (3) 避難所の安全確保
- (4) 村民や旅行者等への周知
- (5) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難・誘導體制の整備
- (6) 避難の勧告等の基準の設定および習熟、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求め
る際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2. 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策（実施主体：福祉課、こども未来課、学校指導課、関係各課）

- (1) 避難・誘導計画の作成
- (2) 避難・誘導體制の整備

3. 避難計画の作成（実施主体：総務課）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

村は、消防団の協力のもと、自主防災組織の結成を促進し、これらの協力を得る等して、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

村は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

(3) 避難勧告等の判断基準

村は、台風、地震、高潮、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を進める。

(4) 消防団による避難誘導の計画

村は、ニライ消防と連携し、消防団との調整を考慮した上で、村民の避難誘導の計画を作成する。

4. 避難体制の整備（実施主体：総務課）

村は、避難計画の作成に当たり、避難地、避難路を指定し、村民に周知徹底を図るとともに、避難地に必要な設備、資機材の配備を検討する。

特に、避難勧告、避難指示のほか、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める「避難準備・高齢者等避難開始」を提供するとともに、関係村民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

第2款 避難場所等の確保・整備等

災害において建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所（指定避難所・福祉避難所）を確保しておくことが必要である。そこで、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、以下により避難場所等の確保に努める。なお、避難場所等や避難路の選定は、地域住民の参画による検討を進めるとともに、避難地や避難路に避難誘導等のための標識等の設置に努める。

1. 避難場所等の確保

(1) 避難場所等の指定（実施主体：総務課）

村長は、災害時の避難に備え、次により避難場所等の指定をしておく。

既存の建物や施設を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して支援が行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所である。

区分		位置づけ
避難場所	広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所。
	指定緊急避難場所	一時的に身を守るために避難する避難場所。 なお、広域避難場所や指定避難所への避難が適切でない場合又は、広域避難場所や指定避難所に避難することが不可能な場合においても避難する。
避難所	指定避難所	災害救救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに、多数の避難者が避難生活を行うための施設。 なお、指定避難所は、災害時の避難勧告・指示等に伴う短期滞在型避難のための機能を兼ねるものとする。
	福祉避難所	既存の建物や施設を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して支援が行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所。
津波時指定避難ビル		津波から一時的に身を守るために避難する避難場所で、民間の堅牢な建物等を指定したもの。指定避難所または指定緊急避難場所への避難が難しい場合に限り使用される。

資料編（第2編 第2章）9-1 参照

(2) 避難場所等の整備（実施主体：総務課）

村長は、避難場所等として指定した施設又は指定予定の施設のうち、村営施設について、安全性の向上や通信機器の配備、飲料水の確保等、必要な設備、資機材の配備に努める。また、民営施設については、必要な設備、資機材の配備に向けた支援の検討をおこなう。

(3) 避難路の整備（実施主体：土木建設課）

避難場所への避難を安全かつ速やかに誘導するため、次の事項に留意して避難路を選定し、必要な整備に努める。

資料編（第2編 第2章）9-2 参照

ア 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

イ 避難路は、原則として広域避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性のない道路とする。

エ 避難路は、浸水・土砂災害等の危険のない道路とする。

(4) 避難についての広報（実施主体：総務課）

村は広報誌やホームページの活用により、避難施設の情報や避難計画の周知に努める。また、防災マップ等の配布に努め、村民等への避難情報の提供に努める。

(5) 避難場所等の運営体制の整備（実施主体：総務課）

長期的な避難が必要となる場合に備え、避難地の運営方法について、以下の事項をあらかじめ定め、迅速かつ効果的な避難活動に努める。

ア 避難地の管理運営に関すること

イ 避難住民への支援に関すること

ウ 避難地に必要な資機材等の整備に関すること

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等を避難地として借り上げる等多様な避難地の確保に努める。

(6) 応急仮設住宅供給体制の整備（実施主体：施設整備課）

被災後の迅速な応急仮設住宅の整備に向け、以下の事項を定める。

ア 建設可能な用地を把握

イ 建設に要する資機材について調達計画の作成

ウ 関係団体と連携のもと、供給可能量等の把握

(7) 公営住宅、空家等の把握（実施主体：施設整備課）

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

(8) 防災上重要な施設の避難計画（実施主体：施設整備課、関係各課）

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等の実施を促す。また、村は施設の管理者に対し、情報の提供や計画作りに関する協力を積極的に行う。

ア 学校・保育所

学校・保育所においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童、生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難地等の受入れ方法を定める

イ 教育行政機関

義務教育の児童、生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、避難地の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

ウ 診療所

診療所においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集团的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

エ ショッピングセンター、その他不特定多数の者の利用する施設
多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定める。

2. 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備（実施主体：総務課）

村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- オ 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 広域避難場所等の指定（実施主体：総務課）

ア 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- (ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
 - (イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
 - (ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
 - (エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、行政区域を考慮すること。
- イ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第3款 食料等備蓄計画

1. 食料（実施主体：総務課）

村は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料を備蓄する。

■食料備蓄の方針

(1) 食料の備蓄目標

- ・読谷村：人口の20分の1の3日分程度の数量
- ・個人：インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分程度

(2) 備蓄場所

- ・村民センター地区等

(3) 災害対策用食料の確保

- ・販売業者等と事前に協定を締結する等して、必要に応じ食料の調達に努める。

(4) 要配慮者への配慮

- ・要配慮者に配慮した食料の確保に努める。

(5) 個人備蓄の推進

- ・インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分程度、個人において備蓄しておくよう、村民に広報する。

2. 生活必需物資（実施主体：総務課）

村は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。

【生活必要物資調達の順序】

- ① 公的備蓄による供給（村の現品備蓄）
- ② 流通備蓄による供給（事業者等との協定備蓄）
- ③ 県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等からの調達・供給

(1) 備蓄物資の整備計画

村は、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成する。

【公的備蓄の内容】

- ① 食料等 乾パン、アルファ米、飲料水等
- ② 生活資材等 毛布、ビニールシート、ポリ容器等
品目については、要配慮者を考慮した選定、更新を行う。

(2) 流通備蓄（協定備蓄）

村は、村内及び近隣市町村の小売業者等の協力を得て、『災害援助に必要な物資の調達に関する協定』の締結や、『災害時に支援いただける事業所等の募集の事業』を進めることで、食料品及び生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の確保に努める。

(3) 備蓄物資の点検及び補充・整備

村は、備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つよう努めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努める。

(4) 事業所及び一般家庭における備蓄

災害直後の混乱時において、物資供給対象者に対応できない事態も想定される。そのため、村は事業所や一般家庭において自己防衛力を確保するため、公的援助が稼働できるまでの間に必要とする食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努める。

【事業所・村民に対する普及啓発】

事業所及び村民が、災害時に必要とする食料や飲料水を含めた生活必需品の備蓄に努めるよう、村広報紙、パンフレット等で普及啓発を図る。

また、防災訓練その他のイベント時を利用しての啓発を行う。

※食料備蓄量＝3食／人・日×7日分

※飲料水＝一人1日 3ℓ

(5) 県の協力による備蓄・調達

本村における必要量の確保が困難になった場合には、県の非常用食料及び飲料水拠出の依頼を行い被災村民に対する食料の供給確保を図る。

3. 飲料水等

(1) 飲料水備蓄計画（実施主体：総務課）

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定される。このため、村は、近隣町村との協定及び飲料水兼用耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進める。

■飲料水備蓄計画の方針

(1) 飲料水の備蓄目標

- ・水：ペットボトル等の備蓄
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- ・災害支援協定事業所の確保

(2) 備蓄場所

- ・飲料水の備蓄は、被災地への搬送、備蓄倉庫自体の被災等を考慮して分散備蓄を進める。

① 水

読谷村役場、村民センター地区、避難所等に備蓄する。

② 飲料水兼用耐震性貯水槽

村内の主な防災拠点となる公園等を対象に、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努める。

(3) 給水体制

- ・防災備蓄倉庫等に備蓄されている飲料水（ペットボトル等）については、村が避難所等において、配布供給する。
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽水の利用にあたっては、村が各避難所等において給水する。
- ・村はポリ容器等を備蓄し、断水時の飲料水及び生活用水の配水体制の整備を進める。

(4) 応急対策支援における留意事項

- ・医療施設、避難所、福祉施設等の施設については、優先的に作業を行う。
- ・施設復旧の手順及び方法を共有する。

(2) その他の水の確保体制（実施主体：生活環境課、総務課）

災害時には、必要に応じて次のような水利を利用する。

また、浄水処理をし、飲料用に使用するため、水質検査が行える検水体制を確立するとともに、以下に掲げるような方法により不測自体における飲料水の供給に努める。

- ア 各家庭の井戸水を提供に向けた登録制度の創設
- イ 事業所保有水の提供に向けた登録制度の創設
- ウ 飲料水会社との災害時援助物資供給協定
- エ 防火水槽水の飲料水活用に向けた非常用浄化装置等の配備

(3) 給水用資機材の整備（実施主体：水道課）

村及び上水道管理者は、必要に応じ、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進める。なお、必要に応じて給水車を手配することとする。

第4款 交通確保・緊急輸送計画

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送手段等の確保や輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

1. 交通規制計画の作成等（実施主体：県、嘉手納警察）

県公安委員会等は、緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能マヒしないよう、交通規制計画を作成する。

それに合わせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結等を図る。



<p>国道 58 号 県道 6 号線 県道 12 号線</p>	<p>村道高志保～宇座線 村道残波線 村道波平～残波線 村道中央残波線 村道古堅～渡具知線 村道楚辺～座喜味線</p>
---	---

2. 重要道路啓開及び漁港機能復旧のための体制整備（実施主体：国、県、商工観光課、農業推進課、土木建設課）

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局の協力も得ながら整えるとともに、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

漁港管理者は、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

3. 緊急輸送基地の選定及び整備（実施主体：総務課、消防）

村は、輸送を効率的に行うために、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定し整備していく。

4. 臨時ヘリポート等の確保（実施主体：総務課、消防）

村は、県の指導の下、孤立化した場合等に備え空からの輸送が迅速になされるよう、臨時ヘリポート等を確保する。

5. 緊急通行車両の事前届け出の徹底（実施主体：総務課）

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届け出を行い届け出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、村は県と協力し、本計画第3章「災害応急対策計画」に基づいて使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

6. 輸送手段等の確保（実施主体：総務課）

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるように、村内関係業者、民間団体との間で応援協定を締結に努める。

第5款 要配慮者安全確保体制整備計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等のさまざまな面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1. 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：福祉課、学校指導課、こども未来課、施設管理者）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児等の要配慮者の安全を図るためには次の防災対策を講じておく。

(1) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(2) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(4) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

2. 在宅で介護を必要とする村民の安全確保（実施主体：福祉課）

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、あるいは長期にわたり寝たきりの状態であったり、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮をする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している村、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを策定する。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとする。

また、読谷村地域防災計画には次の事項を定めるものとする。

ア 避難支援を行う関係者の範囲

イ 避難行動要支援者の対象範囲

ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領

オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置

カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

キ 避難支援者の安全確保対策

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステム整備を充実する。

3. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者、関係各課）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておく。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努める。

4. 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：商工観光課、総務課）

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる本村の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

(1) 避難標識等の整備

村は、避難場所・避難路の標識が、観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

(2) 宿泊客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておく等宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

5. 外国人の安全確保（実施主体：企画政策課、総務課）

村は、国際化の進展にともない、本村に居住・来訪する外国人がいることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

外国語の防災パンフレット等を作成し、外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及に努める。

(2) 多言語による災害情報の提供

多言語による災害情報の提供テレビ・ラジオ等のメディアと連携し、災害等の緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

第2編 地震・津波編

第1章 地震・津波災害予防計画

(3) 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

(4) 地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震等の災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促進する。

第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図る。

第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策を実施するための組織及び動員計画は、次のとおりとする。

1. 村災害対策本部の設置及び閉鎖（実施主体：総務課）

(1) 村本部の設置

村本部は、次のような災害が発生し又は発生する恐れがあるとき、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、村長が役場内に設置する。

- ア 村の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがあるとき
- イ 地震又は津波により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生したとき
- ウ 村の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき
- エ 村で震度5強以上が観測された場合及び村が属する津波予報区に津波警報の「大津波」（特別警報）が発表されたとき
- オ 村が属する予報区に、震度6弱以上を予想した緊急地震速報（特別警報）が発表されたとき

(2) 村本部の設置場所

（オ）原則として、村役場に村本部を設置する。

なお、村役場が大規模地震等により使用できない場合は、次の順で設置する。

第2順位：文化センター

第3順位：村立図書館

第4順位：世界遺産座喜味城跡 ユンタンザミュージアム

(3) 村本部を設置したときの通知及び公表

村本部を設置又は、閉鎖したときは、県及び村民に対し、次のとおりに通知公表する。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
総務班長 (総務課長)	各部長・班長	庁舎内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	嘉手納警察署	〃
〃	村民	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、各公民館放送、広報車による広報、その他迅速な方法
企画政策班長 (企画政策課長)	報道機関	電話その他迅速な方法

(4) 村本部の解散

村本部は、次の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき

2. 村災害対策本部の組織（実施主体：総務課）

(1) 村本部の組織

村本部の組織は、読谷村災害対策本部条例（昭和53年条例第20号）の定めるところによる。

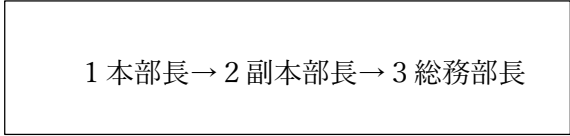
資料編（第2編 第2章）1-1~1-2 参照

- ア 村本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長、及び教育長をもって充てる。
- イ 村本部に本部会を置き、本部長、副本部長、村本部の各部長、各班長その他本部長が認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ウ 村本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - (イ) その他本部長が認める事項
- エ 各部は、原則として本部の設置と同時に設置される。ただし災害の種別により本部長の指示しない部は設置されない。

(2) 本部長及び副本部長不在時の職務代理

本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



(3) 防災関係機関の協力体制

村に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、防災関係機関は村内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努める。

3. 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：総務課）

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

- (ア) 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- (イ) 地震・津波により村の全域又は一部の地域に災害の発生する恐れがあり、警戒を要するとき
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき
- (エ) 村で震度5弱が観測されたとき
- (オ) 村が属する津波予報区に津波警報の「津波」が発表されたとき

イ 災害対策準備体制

村で震度4が観測された場合及び村が属する津波予報区に津波注意報が発表されたときは、直ちに災害対策準備体制をとる。

第2節 動員計画

1. 動員計画

(1) 要員配備の指定及び区分

本部長は、災害発生時または災害の発生が予想される時には、直ちに配備の規模を指定する。配備は、おおむね次の基準により第1配備から第4配備までに区分する。なお、配備要員は災害状況により増減することができるものとする。

■地震・津波災害時の配備基準

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害警戒本部) 〈災害対策準備体制〉	1. 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2. 村内で震度4が観測された場合 3. 村が属する津波予報区に津波注意報が発表された場合	1. 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配備につく。 2. その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1. 村の全域又は一部の地域に災害が発生する恐れがあり警戒を要する場合 2. 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき 3. 村内で震度5弱が観測された場合 4. 村が属する津波予報区に津波注意報が発表されたとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5. 村が属する津波予報区に津波警報の「津波」が発表された場合	1. 各部・班の警戒本部要員は配備につく。 2. その他の職員は配備につく体制をとる。
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1. 相当規模の災害が発生した場合 2. 村で震度5強が観測された場合 3. 村が属する津波予報区に津波警報の「大津波」(特別警報)が発表された場合 4. 村が属する予報区に震度6弱以上を予想した緊急地震速報(特別警報)が発表された場合	1. 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 (災害対策本部) 〈非常体制〉	1. 災害により村内全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2. 村で震度6弱以上が観測された場合	1. 全職員が配置につく。

【配備体制表】

災害の種別		配備体制
津波	津波注意報	第1
	津波注意報（情報収集・伝達強化）	第2
	津波警報「津波」	第2
	津波警報「大津波」（特別警報）	第3
地震	震度4	第1
	震度5弱	第2
	震度5強	第3
	震度6弱以上を予想した緊急地震速報（特別警報）	第3
	震度6弱以上	第4

2. 配備人員及び指名

- (1) 各部の配備要員は、資料編（第2編 第2章）1-1~1-2のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実情により、所属の部において増減できる。
- (2) 各部分は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。
- (3) 各部長は、配備要員名簿を作成し、毎年5月1日までに総務対策部長に提出する。なお、配備要員に異動があった場合はその都度修正の上、総務対策部長に通知する。

3. 動員方法

- (1) 本部長は気象予報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する恐れがあると認めたときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他必要な事項を決定する。
- (2) 本部長は、災害が発生し、緊急かつ迅速な災害対策の必要を認めたときは、本部会議の招集と同時に災害対策要員の配備指定、その他必要な事項を決定できる。
- (3) 本部会議の招集に関する事務は、総務班長が行う。
- (4) 総務班長は、読谷村災害対策本部が設置され対策要員の配備規模が決定したときは、その旨各部長に通知する。
- (5) 通知を受けた各部長は、その旨各班長に通知するものとし、各班長は直ちに班内の配備要員に対しその旨通知する。
- (6) 通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につく。
- (7) 各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確認しておく。なお、非常招集システムについては配備要員名簿に併記し、総務班長に提出しておく。

4. 本部長（村長）の参集途上における指示

村長は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、国及び他県への応援要請、県に対する自衛隊の災害派遣要請等、災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行う。

5. 非常参集

- (1) 配備要員は、勤務時間外及び休日において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあると判断したときは、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

- (2) 現に災害が発生し、通信途絶の状況にある場合における動員は自らの判断により非常登庁する。

6. 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ村役場近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

7. 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に、宿直員を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、警報等を職員に連絡する。

第3節 地震情報、津波警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

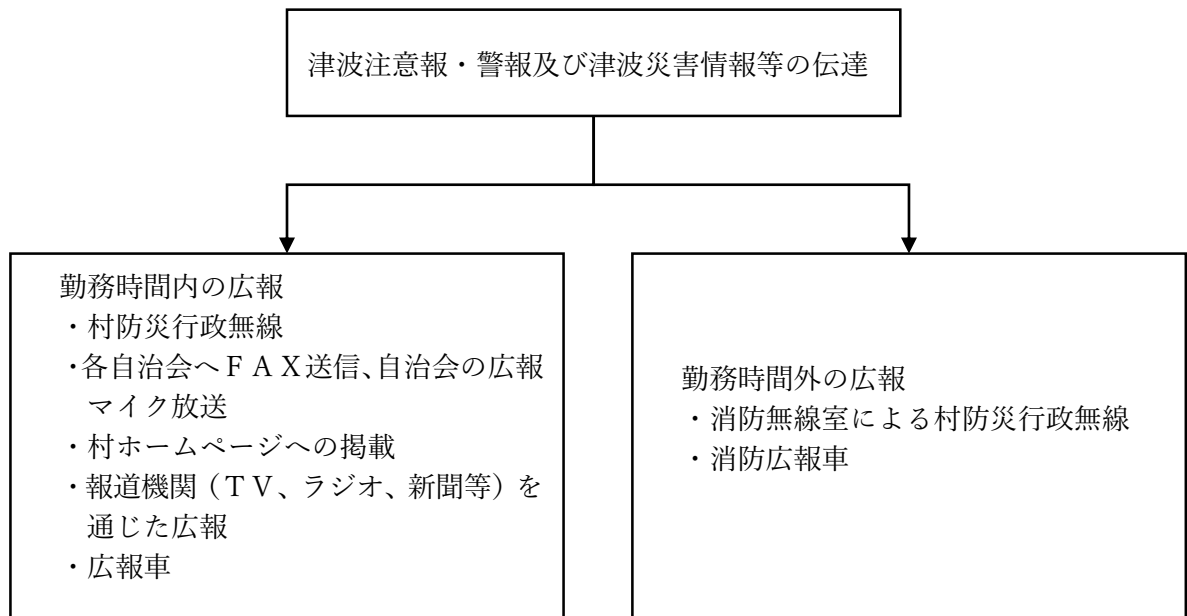
施策	実施主体
第1款 警報等の伝達	総務課
第2款 地震情報等の種類及び発表基準	気象台
第3款 津波警報等の種類及び発表基準	気象台
第4款 津波警報等の伝達	総務課、ニライ消防
第5款 近地地震・津波に対する自衛措置	総務課、建設課、ニライ消防
第6款 特別警報の発表基準	—

第1款 警報等の伝達（実施主体：総務課）

村は、津波警報等について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、村民へ周知する。

特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により村民へ周知する。

■村民への伝達方法



1. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による本村の防災無線等を通して住民に伝達される。

第2款 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象台）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

また、気象庁震度階級関連解説表及び震度階級関連解説表については、資料編（第2編 第2章）3-4～3-5を参照する

■地震情報の種類及び発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) 震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第3款 津波警報等の種類及び発表基準（実施主体：気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

また、巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した津波警報等（更新報）を発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) ・木造家屋が全壊・流出し人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) ・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	・各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	・主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	・沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	・沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

■津波情報の留意事項等

<p>1. 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 <p>2. 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 <p>3. 津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 <p>4. 沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
--

3. 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4. 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、読谷村が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

5. 村が行う事のできる津波警報

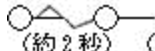
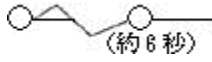
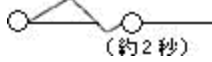
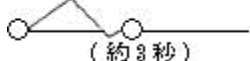
災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった場合、村長は津波警報を発令することができる。

村長は津波警報を発令した場合は、異常現象の発見通報体制にならって気象官署に通報する。

6. 津波警報及び津波注意報の標識

津波警報及び津波注意報の標識は次によるものとする

■大津波警報・津波警報・注意報の標識

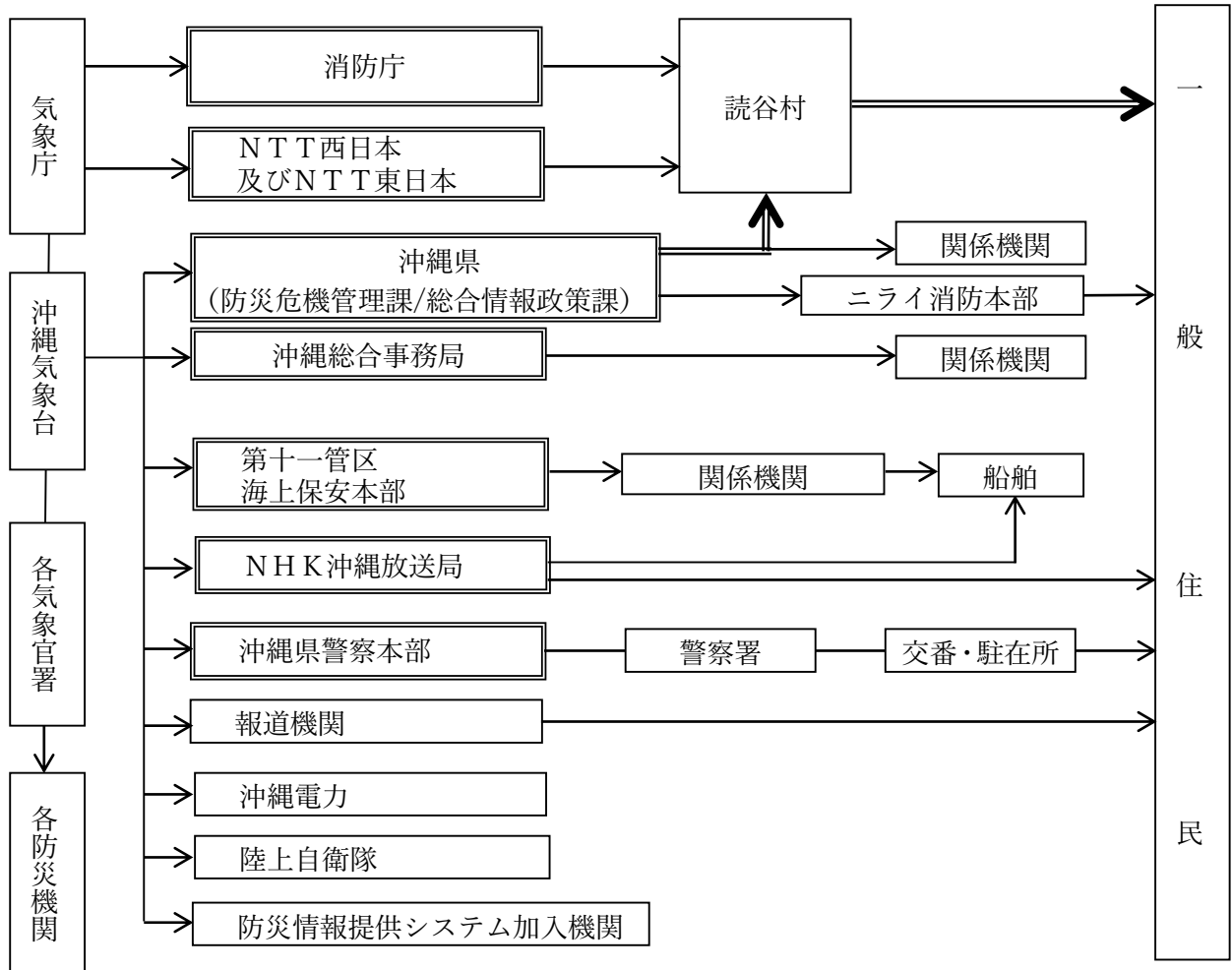
標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) ●●●●	 (約2秒) (短声連点)
津波警報	(2点) ●● ●● ●●	 (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) ●●● ●●	 (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) ●● ●● ●●	 (約3秒)

第4款 津波警報等の伝達（実施主体：総務課、ニライ消防）

1. 津波警報の伝達要領

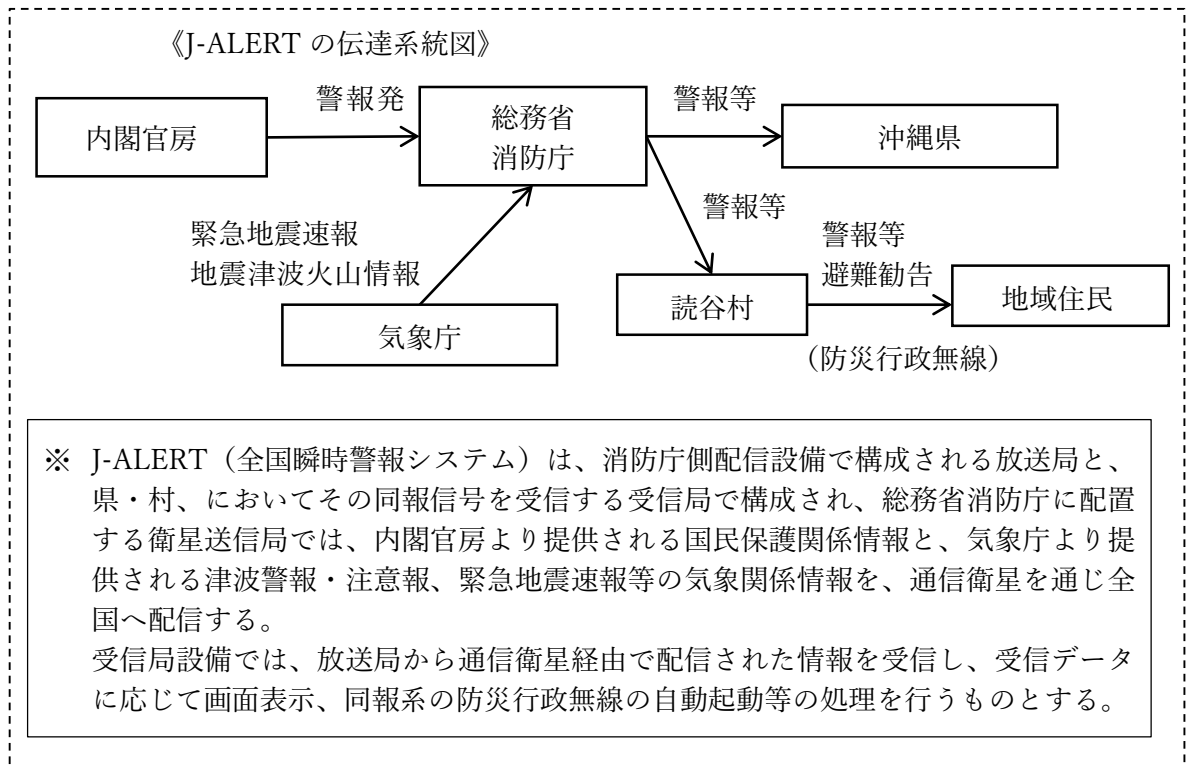
- (1) 村は、県、嘉手納警察署、県警察本部、NTT等から津波警報の伝達を受けるとともに、放送番組を通して情報を収集する。
- (2) 村は、村地域防災計画等に定める方法により村民に徹底を図る。
- (3) 津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

■津波警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。



第5款 近地地震・津波に対する自衛措置（実施主体：総務課、建設課、ニライ消防）

村は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、IP告知システム、防災行政無線等や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第6款 特別警報の発表基準

気象庁は、津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけている（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を表す。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとる必要がある。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

第4節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等災害時における通信は、迅速、確実を期すとともに、通信施設を利用して、通信体制の万全を期す。

1. 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について、緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は次のとおりとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常通話

村及び災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し「非常通話用電話」を指定しておく。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合において、次に掲げる事項の村外通話に対しその取扱いをする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込む。

- (ア) 気象、水象及び地象の観測の報告又は警報を内容とする通話であって気象機関が相互に行うもの
 - (イ) 洪水、津波、高潮等の発生、若しくは発生の恐れがある旨の通報又はその警戒・予防のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防関係機関、消防機関が相互に行うもの
 - (ウ) 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関又は災害救助機関が相互に行うもの
 - (エ) 交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関が相互に行うもの
 - (オ) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係がある機関が相互に行うもの
 - (カ) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関が相互に行うもの
 - (キ) 秩序の維持のため、緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関が相互に行うもの
 - (ク) 災害の予防又は救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変その他の非常事態が発生、若しくは発生することがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの

イ 非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出す。

電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込む。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は非常通話用電話による非常通話の例による。

(2) 専用通信設備の利用

村は、村民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用について、次に掲げる通信施設の管理者と協議しておく。

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信の必要があるときは、次に掲げる通信設備とあらかじめ協議して定めた手続により利用する。

ア 第十一管区海上保安本部通信設備

イ 警察通信設備

ウ 気象官署通信設備

エ 沖縄電力通信設備

オ 国土交通省通信設備（沖縄総合事務局開発建設部通信設備）

カ 消防施設

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

村は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。（無線局については、資料編（第2編 第2章）4-1を参照する）

災害等による非常の事態が発生し又は発生する恐れがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、次により非常通信を利用する。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- 各防災会議
- 日本赤十字社
- 全国消防長会
- 電力会社

ア 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次に示すとおりである。

- (ア) 人命の救助に関するもの（非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する）
- (イ) 天災の予防（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象等の観測資料
- (エ) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合の指令及びその他の指令
- (オ) 遭難者の救助に関するもの
- (カ) 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの
- (キ) 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (ク) 防災機関相互間において発受する災害救助その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの
- (ケ) 災害救助法等の規定に基づき県知事から医療、土木、建築工事又は輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 依頼事項

発信を希望するものは電報頼信紙その他適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼する。

ただし、一通の通信文の字数は200字以内とする。

なお、無線電話を利用する場合は本文を3分間以内の内容にまとめること。

通報依頼にあたっては、次の事項を明記して行う。

- (ア) あて先の住所氏名（電話番号がわかれば記入のこと。）
- (イ) 本文
- (ウ) 発信人の住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）
- (エ) 余白に「非常」と必ず記入のこと

(4) 村における措置

ア 有線放送設備の利用

有線放送設備による村民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

イ 通信設備優先利用の協定

村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

ウ 放送要請の依頼

村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨連絡する。

第5節 災害情報等の収集・伝達計画

災害が発生し又は発生する恐れのある場合、村は関係機関等の協力を得て、災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告する。

施策	実施主体
第1款 災害状況の収集	総務課、関係各課
第2款 災害報告の種類と伝達	総務課
第3款 災害報告	総務課

1. 実施責任者（実施主体：総務課）

- (1) 村長は、村内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。
県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。
なお、村長は被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。
- (2) 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）、県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。
- (3) 県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の長はその所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。
- (5) 上記（1）、（2）、（3）、（4）の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。
また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第1款 災害状況の収集（実施機関：関係各課、県）

1. 災害情報の把握

村は、県と協力して、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

- (1) 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- (2) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- (6) ヘリポート等の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 漁港の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2. 村による情報の収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、村民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3. 市町村被災時の情報収集

県は、市町村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、被災市町村に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

第2款 災害報告の種類と伝達

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領による。

1. 報告の種類

報告の種別は、災害発生の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類は次のとおりとする。

報告段階	報告期間
災害概況即報（発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
被害状況即報（中間報告）	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
災害確定報告（最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

2. 報告要領

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を村から県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する

村は、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を村から沖縄県災害対策を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

村は、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

報告にあたっては被害状況判定基準によるとともに、嘉手納警察署と密接な連絡を保つ。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を村から地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告にあたっては、地元警察と密接な連絡を保つ。

(4) 災害年報

村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）へ報告する。

3. 地震発生直後の第1次情報の報告

(1) 村の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。
- イ 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

(3) 県警察の役割

県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁及び九州管区警察局に連絡する。

4. 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種別は、災害発生の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が充分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を村から県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

村は、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告する。

イ 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を村から沖縄県災害対策を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

村は、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

報告にあたっては被害状況判定基準によるとともに、嘉手納警察署と密接な連絡を保つ。

第2編 地震・津波編

第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

ウ 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を村から地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告にあたっては、地元警察と密接な連絡を保つ。

エ 災害年報

村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）へ報告する。

(3) 災害報告様式及び記入要領等

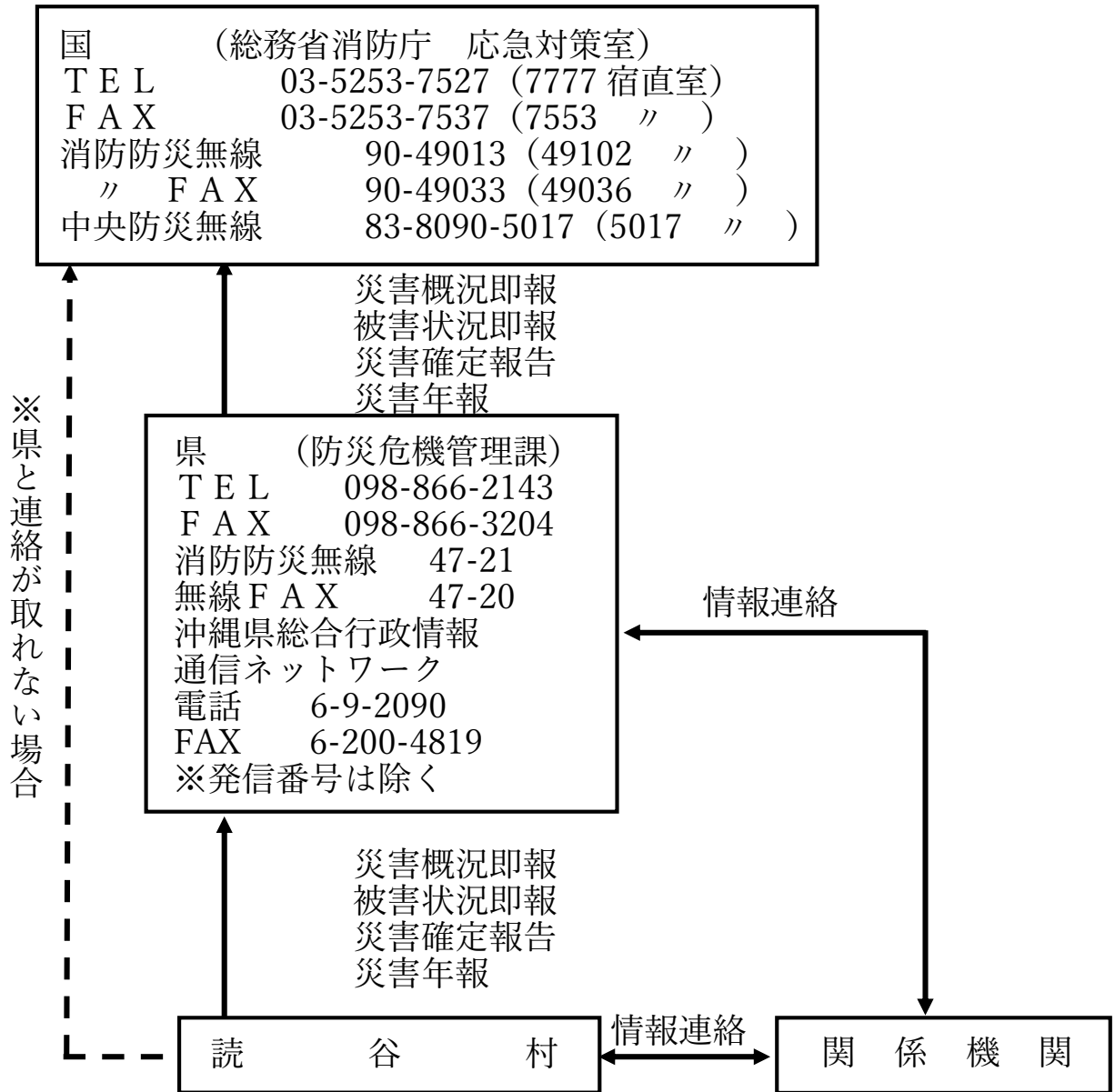
資料編（第2編 第2章）5-1～5-15を参照する。

(4) 被害状況判定基準

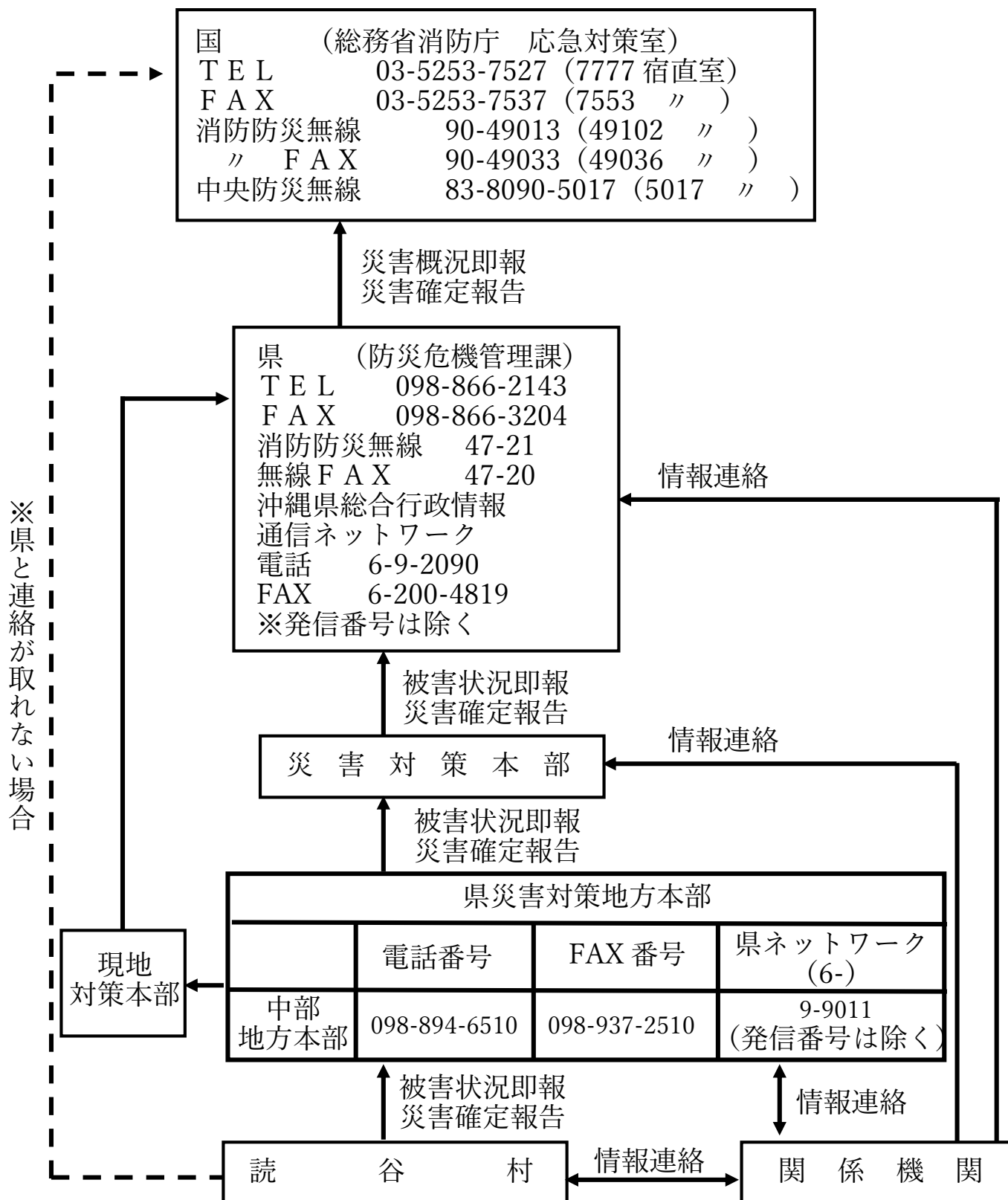
災害により被害を受けた人的及び物的被害の認定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、おおむね別表の基準によるものとする。

資料編（第2編 第2章）5-16参照

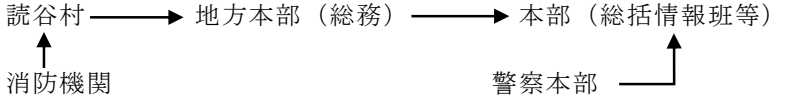
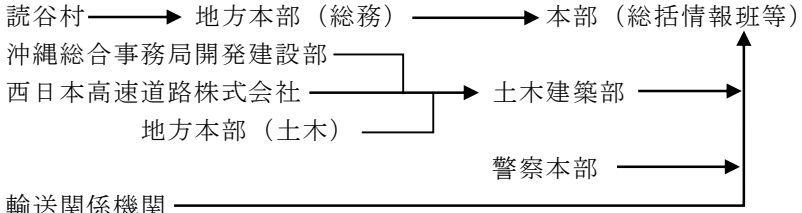
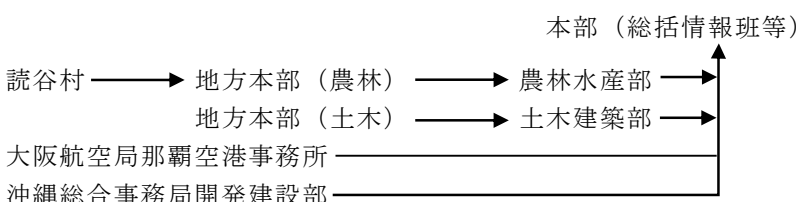
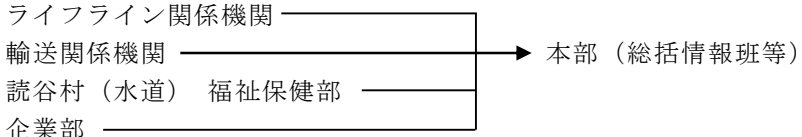
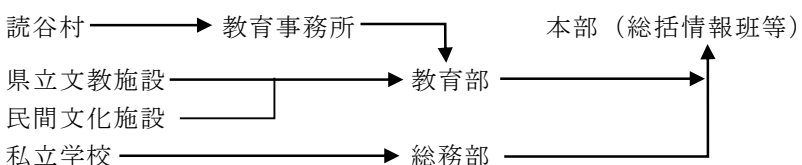
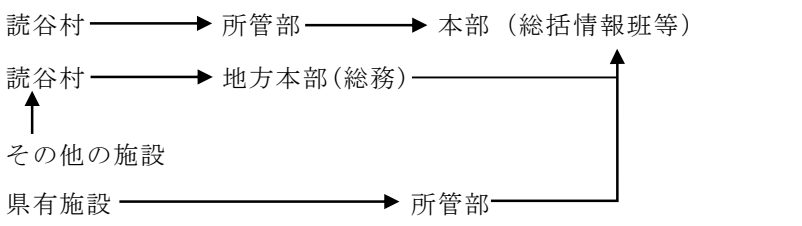
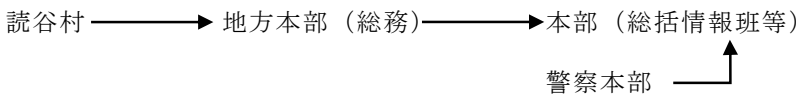
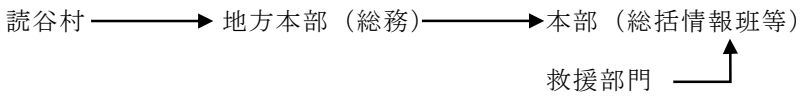
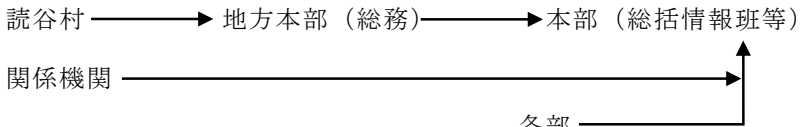
5. 災害時の情報連絡系統図
 (1) 県災害対策本部未設置時



(2) 県及び村、災害対策本部設置時



(3) 防災関係機関の収集する情報

情報・連絡内容	情報の収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	
②道路状況、交通状況	
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の漁港施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	
④ライフライン、輸送機関状況	
⑤文教施設関係情報	
⑥その他の施設の状況	
2 対策の実施状況	
①住民避難の状況	
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	
③その他の対策状況	

6. 安否情報の提供

村は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 災害広報計画

村民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、災害報告の迅速化を図る。

1. 実施責任者

村長は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制を整備するとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用を図られるよう、村民に対する普及啓発に努める。

2. 実施機関相互の連絡

村は、県及び関連機関と、相互に情報の交換を行う。

3. 広報活動（実施機関：企画政策課）

(1) 実施要領

- ア 各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、原則として文書で直接企画政策班長（企画政策課）に通知する。
- イ 企画政策班（企画政策課）は、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、速やかに村民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

(2) 村民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等の村民への通知は、次の方法により行う。なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

- ア 防災行政無線
- イ 各公民館放送
- ウ 広報車
- エ 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等
- オ インターネット
- カ 写真、ポスター等の掲示

(3) 報道機関に対する情報等の発表の方法

- ア 報道機関に対する情報の発表は、すべて企画調整班が行う。
- イ 情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。

(4) 広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 気象予報警報等の発令又は解除
- イ 災害対策本部の設置又は閉鎖
- ウ 災害防止の事前対策
- エ 災害対策の状況
- オ 被害の状況
- カ その他必要と認める事項

4. 報道機関一覧表

資料編（第2編 第2章）6-1を参照する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定にもとづき、自衛隊の派遣を要請する。

災害時における自衛隊の派遣要請は、次のとおり実施する。

1. 災害派遣を要請する場合の基準

応急対策の実施に当たり、村の組織等を高度に活用しても、事態を收拾することができない場合、又は事態が急迫し緊急を要する状況にある場合、自衛隊の派遣を要請する。（災害派遣命令者の所在地、自衛隊の災害派遣要請系統、部隊の住所については、資料編（第2編 第2章）7-1～7-3を参照する）

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

2. 派遣要請請求の要領

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、基本法第68条の2に基づき、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、村長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

(3) 要請の内容

ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）派遣命令者に対し次の事項を明確にして、文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ 緊急患者空輸を要請する場合

(ア) 患者の状況

- ① 入院先病院、空輸区間
- ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見

(イ) 付添者等

- ① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所

(ウ) 特異事項等

- ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
- ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量
- ③ 現地の風向、風速、天候、視界

(エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）

(オ) 緊急患者空輸要請書

3. 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである

- (1) 被災状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索、救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力が可能なものについては、危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4. 自衛隊派遣受入れ体制及び準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、村は自衛隊が派遣する連絡幹部に対して必要な情報の提供に努めるとともに、次の事項に留意してその活動を容易にするように協力する。

- (1) 災害地における作業等に関しては、村及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- (3) 応急対策における救助活動が迅速効果的に実施できるように必要な資器材の準備をする。
- (4) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供する。
- (5) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備する。

5. 連絡員の派遣

自衛隊は、災害発生時には、村に連絡幹部を派遣し県及び村と部隊との連絡調整に当たる。

6. 派遣部隊の撤収

村長は、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長及び被災地関係者と十分な協議を行い、知事に撤収要請書を提出する。

その際、撤収日時、撤収要請の事由、事故の有無等を明示する。

7. 経費の負担区分等

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、村及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上決定する。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

(2) その他上記（1）に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上で協定を行う。

8. 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

(1) 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失

(2) 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

9. ヘリポートの準備

(1) 人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は、救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、適地を選定しておく。

(2) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、○H記号を風と平行方向に向けて表示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ ヘリポート付近の村民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

資料編（第2編 第2章）7-4を参照

10. 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第8節 広域応援要請計画

災害時において隣接市町村、県及び他の機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図る。

1. 実施責任者(実施主体：総務課、ニライ消防)

この計画による要請は、村長が行う。

2. 派遣要請方法（実施主体：総務課）

(1) 隣接市町村等相互間の応援

村長は、災害発生時において応急処置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求め、この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(2) 指定地方行政機関の応援

村長は、災害の応急処置を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員の派遣等について必要な事項

(3) 知事への職員派遣あっせん要請

村長は、知事に対し県、指定行政機関、又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(2)の事項を明示してあっせんを求める。

(4) 知事の応援

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3. 市町村の応援要請

(1) 職員の派遣、あっせん

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求め、この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 知事への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

4. 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めらるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、市町村は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めらるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

5. 市町村機能の支援

県は、市町村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように市町村の支援を行う

(1) 県調査隊の派遣

被災市町村に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

被災市町村の機能をバックアップするために必要な市町村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して被災市町村への支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

被災市町村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、各市町村への配置や輸送等の調整を行う。

第9節 避難計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある村民等を安全な場所に避難させるための計画を次のとおり実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 避難の原則	総務課、住民年金課、農業推進課、福祉課、健康推進課、健康保険課、都市計画課、施設整備課、生涯学習課、消防、嘉手納警察、施設管理者
第2款 津波避難計画	—
第3款 広域一時滞在	—

第1款 避難の原則

1. 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、村民の迅速・円滑な避難を実現することは、村長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立ち退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行う。なおこれらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、村民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報

上記のほか、村は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報を伝達する必要がある。

(2) 避難の勧告（居住者に自主的な避難を促す。）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行

(3) 避難の指示（危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は 村長が避難の指示をするいと まのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその 命を受けた職 員	洪水、津波、 高潮、地すべ り	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、津波、 高潮	水 防 法 第 29 条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 73 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は 村長（委任を受けた職員を含 む。）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長（委任を受けた職員を含 む。）警察官等がその場にはな いとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又 は要求があったとき
水防管理者	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	水防管理者もしくは消防機関 に属する者がいないとき、又は 要求があったとき

【避難勧告・指示と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もある。従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合
があり、最近では雲仙・普賢岳の火山災害（平成3年6月）時に警戒区域を設定している。

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行う。なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行うものとする。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2. 避難勧告等の運用

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備 高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第60条
避難指示（緊急）	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第63条

(2) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報、勧告・指示、警戒区域の設定が迅速に村民に徹底するよう努める。

そのため、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先をチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておく。

- ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示、警戒区域の設定は、次の事項を明らかにして発する
 - (ア) 発令者
 - (イ) 避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
 - (ウ) 避難日時、避難先及び避難経路
- イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定の伝達は、サイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を用い、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめるとともにできる限り村民に不安を生じさせないように行う

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

(5) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

村は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難に関する検討会」）を踏まえつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定者の措置

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を行った者は、避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報、避難の勧告・指示の発令又は警戒区域の設定を行い、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

イ 村民への周知

避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、村民への周知を図る。

- (ア) 防災行政無線による伝達
- (イ) 広報車による伝達
- (ウ) 各公民館放送による伝達
- (エ) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

緊急を要し上記（ア）（イ）（ウ）（エ）の方法が難しいときは、消防団等による個別伝達を行う。

ウ 伝達事項

- (ア) 災害及び避難の理由
- (イ) 避難場所及び連絡経路
- (ウ) 避難にあたっての注意事項

エ 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村は、村長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(7) 解除の基準

- ア 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3. 避難実施の方法

避難の指示者及び村長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（高齢者、外国人、幼児、障がい者、病人、妊産婦等）を優先させ、誘導にあたっては、車両及びロープ等資器材を利用し安全を図る。

(2) 避難者の誘導（実施主体：消防、警察、健康保険課）

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図る。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。

ウ 誘導にあたっては、混乱をさけるため地域の実情に応じ避難経路を2か所以上選定しておく。

エ 要配慮者の避難については、一般対策編第2章第19節「要配慮者の安全確保体制整備計画」に定めるところにより、具体的な避難支援計画を整備して実施する。

オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

(3) 避難経路

避難経路は、災害時の情報に応じ、適宜定めておく。（避難経路及び避難場所の位置図については、資料編（第2編 第2章）9-1~9-3を参照）

(4) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、村は可能な限り支援を行う。

(5) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4. 避難所の開設及び収容保護（実施主体：健康保険課、農業推進課、生涯学習課）

(1) 避難所の設置

- ア 避難所は、健康保険班（健康保険課）において集团的に利用できるよう配慮し、本計画第3編第1章第17節「水防、消防及び救助施設等整備計画」に定めるところによりあらかじめ整備された施設を利用する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める
- イ 被害が激甚のため、上記アによる避難所の利用が困難な場合は、県（環境生活部）と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置する
- ウ 避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕とするが、野外架設、便所架設のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行う
- エ 災害の状況により避難所を変更した場合はその都度周知を図る

(2) 福祉避難所の設置（実施主体：福祉課）

村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難（実施主体：総務課）

被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告（実施主体：総務課）

村長は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

5. 避難者の移送

災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章第14節「交通輸送計画」に基づいて実施する。

6. 避難所の運営管理

村は、各避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 避難所生活

避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、村民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 避難者に係る情報の把握（実施主体：住民年金課）

避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

(3) 避難所の環境

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営にあたっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等に配慮する。

さらに村は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

7. 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校（実施主体：学校指導課）

村教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、

児童、生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先
- エ 避難誘導者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策（実施主体：施設管理者）

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておく。

8. 避難長期化への対応（実施主体：施設整備課、都市計画課）

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

9. 県有施設の利用（実施主体：総務課）

村は、県に対して県有施設の一時使用を要請することができる。

10. 船舶の利用（実施主体：総務課）

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は、県（総括情報班）に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

11. 在宅避難者等の支援（実施主体：健康推進課、診療所）

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

※災害救助法が適用された場合

災害のため被害をうけ、又は受ける恐れがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、次のとおり実施する。

1 対象者

(1) 災害によって被害を受けた者

ア 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害をうけ、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって被害を受ける恐れがある者

ア 避難勧告又は指示を受け避難しなければならない者

イ 避難勧告又は指示は受けないが緊急に避難することが必要である者

2 費用及び期間

(1) 避難所設置等

設置のために支出できる費用の区分と限度額は、次のとおりである。

ア 区分

人夫賃、消耗資材費、謝金、燃料費、仮設施設の設置又は借り上げ賃

イ 費用

（基本額）避難所設置費は1人1日当たり320円以内とする。

ただし、高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。

(2) 開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款避難の原則」によるものとする。

1. 実施責任者

津波から避難するための避難準備（避難準備・高齢者等避難開始）情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1実施責任者」のとおりとする。

2. 津波浸水想定区域の指定

本村の津波浸水想定区域は読谷村津波浸水予測結果図による。

3. 避難勧告・指示等の発令

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2避難勧告等の運用」のとおりとする。

村は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

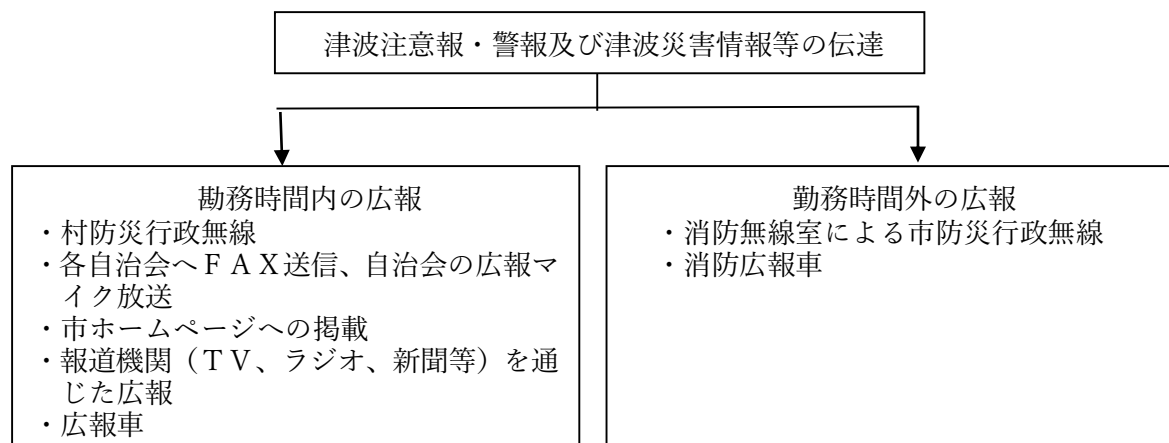
- (1) 全国瞬時警報システム（J－A－L－E－R－T）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で村民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、村民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を村民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

4. 津波浸水想定区域の村民への情報伝達体制

伝達方法津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達する。



5. 避難場所

避難先は、村津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

6. 避難誘導

(1) 避難所への円滑かつ迅速な避難の確保

村は、津波浸水想定区域における津波情報等の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。

また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(2) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、避難者による自力避難とする。

エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。

オ また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。

カ 村民に対しては、避難に自家用車を使用し津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

7. 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港湾内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

8. 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1. 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞りの協議をする場合は、その旨を県知事に報告する

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

第2編 地震・津波編

第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第10節 観光客等対策計画

1. 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第9節避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割（実施主体：商工観光課）

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、村民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割（実施主体：施設管理者）

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した場合、運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

（なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする）

3. 避難収容

(1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認（実施主体：商工観光課）

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び嘉手納警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給（実施主体：商工観光課、水道課、施設管理者）

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4. 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供（実施主体：企画政策課）

県及び村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策（実施主体：県、商工観光課）

県及び村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び（一社）沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第11節 要配慮者対策計画

1. 実施責任者

村及び要配慮者施設等の管理者は、要配慮者対策の実施を行う。
なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節避難計画」のとおりである。

2. 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉課）

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、村の要配慮者支援計画を策定し、これに基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3. 避難生活への支援

(1) 避難時の支援（実施主体：福祉課）

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

村は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅への入居（実施主体：都市計画課、施設整備課、福祉課）

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援（実施主体：福祉課）

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4. 外国人への支援（実施主体：企画政策課）

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第12節 消防計画（実施主体：消防）

この計画は、消防法、災害対策基本法の趣旨に基づき、火災から村民の生命、身体及び財産を守ることを図るものである。

災害時における消防活動は次のとおり実施する。

1. 実施責任者

この計画による実施は村長が行う。村長不在の場合は読谷村災害対策本部副本部長又は総務対策部長がその職務を代行する。

2. 相互応援計画

村内において各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県及び県内の全市町村と相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施には万全を期するものとする。

3. 消防力

村における消防の概況については、資料編（第2編 第2章）12-1～12-2を参照する。

4. 非常事態における知事の指示

- (1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）
- (2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰替え等の禁止又は制限等の保安措置を要請するものとする。

第13節 救出計画

災害時における救出活動は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者

村及び救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の村民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2. 救出の実施（実施主体：消防）

被災者の救出は、ニライ消防又は消防団等を主体とした救出班を編成し、嘉手納警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施する。

(1) 村の役割

ア 村は、本来の救助機関として救出にあたる。

イ 本村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求める。

(2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県（総括情報班）は、村への応援を必要と認めた場合、又は村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県に対し応援を要請する。

(4) 村民の役割

村民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

3. 救助活動成功のポイント

- (1) 要救出・救助現場の早期把握
- (2) 要救出・救助現場に対する人員の投入
- (3) 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- (4) 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

4. 救出用資機材の調達（実施主体：総務課、土木建設課、都市計画課、施設整備課）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

5. 惨事ストレス対策（実施主体：総務課）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

※ 災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- (3) 水害に際し流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生埋めとなったような場合
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第14節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 医療及び助産	診療所、ニライ消防
第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	診療所

第1款 医療及び助産

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおり実施する。

1. 医療体制

(1) 実施責任者

村は、医療救護を行う。

災害時における医療は、医療救護を必要とする者が多数発生し、又はその恐れがある場合は、医療機関の協力を得て、村長が行う。担当は、医療助産班（診療所）とする。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、村長はこれを補助するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、村長が実施する。

2. 医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。

(1) 県医療本部（県医療本部長：保健医療部長）

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) 県DMA T調整本部

災害派遣医療チーム（DMA T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(3) 県D P A T調整本部

災害派遣精神医療チーム（D P A T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(4) 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMA T調整本部及び県D P A T調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

(5) 地域医療本部（地域医療本部長：保健所長）

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

(6) 現場におけるDMAT本部

必要に応じて、地域のDMATの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院DMAT活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。

(7) 現場におけるDPAT本部

必要に応じて、地域のDPATの指揮及び関係機関等の調整を行うDPAT活動拠点本部を設置する。

3. 情報収集と共有

(1) 災害時の情報伝達手段

県は、既存の電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

(2) 情報収集・提供体制

沖縄県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域

医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

(3) 村民への情報提供

被災地内の村民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、村又は地域医療本部が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4. 医療救護の実施

(1) 県の活動

ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

- (ア) 沖縄県DMAT指定病院
- (イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- (ウ) 日本赤十字社沖縄県支部
- (エ) 沖縄県医師会
- (オ) 沖縄県歯科医師会
- (カ) 沖縄県薬剤師会
- (キ) 沖縄県看護協会
- (ク) 国、他都道府県

イ DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 村の活動

ア 医療救護所の設置及び運営等

村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ 村に派遣された医療救護班等への支援

村は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) DMA Tの活動

ア 病院支援

イ 地域医療搬送

ウ 現場活動

エ 広域医療搬送

オ その他必要な事項

(4) DPATの活動

ア 精神科病院支援

イ PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援

ウ その他必要な事項

(5) 医療救護班の活動

ア 避難所及び医療救護所における医療

イ 病院及び診療所の支援

ウ 避難所の状況把握と改善

エ 在宅患者及び避難者の医療及び健康管理等

オ その他必要な事項

5. 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

(1) 被災地域の医療機関

ア 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。

イ 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。

ウ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

(2) 非被災地域の医療機関

ア 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。

イ 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。

ウ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

6. 傷病者の搬送

(1) 傷病者の搬送調整

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

(2) 広域医療搬送

ア 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

沖縄県医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

(3) 医療の方法

ア 情報の収集

県、村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

イ 医療助産班（診療所）による医療及び他医療班等の出動要請

（ア）医療は救助法等に基づく医療助産班（診療所）によって行うが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、県、その他へ派遣を要請し、協力を得て行う。

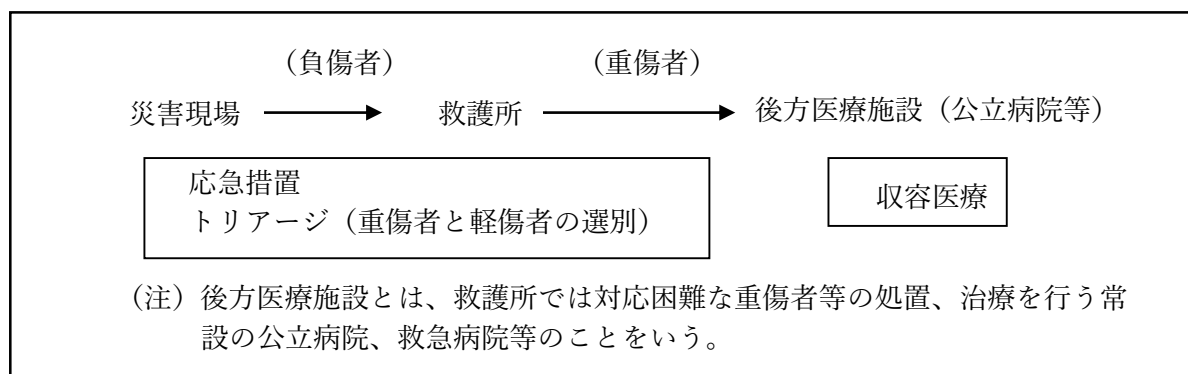
（イ）医療助産班（診療所）の構成は医師1人、保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人、運転手1人の計6人を基準とする。

（ウ）医療助産班（診療所）は被災者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとただし必要に応じて巡回救護を行う。

ウ 応急救護所の設置

県及び村は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

また、医療助産班による救護ができない者、又は医療助産班による救護が適当でない者については、公立の病院等の委託医療機関において救護を行う。



7. 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として村の保有する車両及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、村及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

8. 助産体制

(1) 実施責任者（実施主体：診療所、消防）

災害時において助産の手段を失った者に対する助産は、医療関係機関の協力を得て村長が行う。

ただし、災害救助法の適用があった場合は、知事（福祉保健部、保健所、県立病院）が実施する。

(2) 助産の方法

ア 医療助産班（診療所）等による助産

（ア）助産は原則として産科医を構成員とする医療助産班（診療所）が当たる。ただし出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うこともさしつかえない。

（イ）医療助産班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療助産班（診療所）等による救護ができない者又は医療助産班等による救護が適当でな

いは、公立の病院、診療所、助産所等の委託医療機関において救護を行う。

9. 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療助産班（診療所）の手持品を使用する。手持品がなく、又は不足したときは医療助産班（診療所）によって調達するが、村内において確保が困難なときは県（福祉保健部）に対して調達を要請する。

10. 被災者の健康管理とこころのケア

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

(2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び活動

ア 沖縄県災害派遣精神医療チーム（以下、「沖縄県DPAT」という。）は、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。

イ 被災地域での活動

（ア）被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。

（イ）活動内容については、別途「災害時におけるこころのケア活動マニュアル」に定める。

(3) こころのケア

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。

(4) 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害により傷病者が短時間に集団的に発生した場合の救急医療対策は次のとおり実施する。

1. 緊急医療部会の設置

災害等により集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策を調査審議するために、沖縄県防災会議に救急医療部会を設置する。村は、救急医療対策が円滑に進むよう、沖縄県防災会議に協力する。

2. 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

(1) 目的

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

(2) 救急医療の対象と範囲

ア 対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象又は大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈

没その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故により、傷病者がおおむね50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等、村内の実状により、村において、対象傷病者数の基準を引下げ若しくは、引上げることができる。

イ 範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急措置、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお現場において死にいたった場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置も含む。

(3) 救急医療体制の確立

ア 関係機関、団体における活動体制

関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互の連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図る

村は、県及び関係医療機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

なお、各機関・団体における業務内容は関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

(ア) 村（実施主体：診療所）

- ① 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③ 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- ④ 中部地区医師会に対する出動要請

(イ) 県（福祉保健部、保健所、県立病院）

- ① 救急医療についての総合調整
- ② 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置
- ③ 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請
- ④ 県医師会に対する出動要請
- ⑤ 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請
- ⑥ 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請
- ⑦ 医療材料の整備

(ウ) 沖縄県警察

- ① 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整
- ② 交通の規制
- ③ 傷病者等の住所・氏名等の確認

(エ) 第十一管区海上保安本部

- ① 海上における傷病者の救出・搬送
- ② 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請
- ③ 傷病者等の住所・氏名等の確認

(オ) 医療施設

- ① 医療の実施
- ② 傷病者に対する看護

(カ) 自衛隊

- ① 傷病者の救出及び搬送の支援
- ② 救助物資の輸送支援

(キ) 日本赤十字社沖縄県支部

- ① 医療の実施
- ② 傷病者に対する看護
- ③ 救助物資の給与
- (ク) 県医師会及び中部地区医師会
 - ① 医療施設の確保
 - ② 医師会所属の医療班に対する出動要請
- (ケ) 県薬剤師会及び中部地区薬剤師会
 - ① 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
- (コ) 企業体等
 - ① 現地における応急的医療施設の設置及び管理
 - ② 傷病者等の住所・氏名等の確認
- (サ) 西日本電信電話株式会社沖縄支店（NTT西日本）
 - ① 緊急臨時電話の架設
- (シ) 沖縄電力株式会社
 - ① 電源の確保
- イ 関係機関との連携等
 - (ア) 村本部が設置された場合は、村は、救急医療体制に従事する各機関、団体及び企業体等に連絡員の派遣を要請し、密接な連携を保ちながら効果的な救急医療を実施していく。
 - (イ) 村本部が設置されない場合においては、県が救急医療対策本部を設置する場合、救急医療対策に従事する各機関、団体及び企業体等は本対策本部にそれぞれの班として所属するものとし、それぞれの業務に従事する。
 - (ウ) 現地救急医療対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、班長はそれぞれの機関、団体及び企業体等の長が任命する。
- ウ 医療機関の動員計画
 - (ア) 災害発生に即応するため、村内の医療機関は、医師等医療関係者及び医療施設の動員計画をあらかじめ策定しておく。
 - (イ) 村内の医療関係機関は、国・国立病院機構、公、私立等の医療施設管理者が編成する医療助産班（診療所）の活動に協力する。
 - (ウ) 村内の医療機関は、県薬剤師会が行う医療品等の供給及び薬剤師の派遣に関する活動に協力する。
- エ 民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報、連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関において、それぞれ啓発を図る。
- (4) 災害発生の通報連絡
 - ア 企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を村長又は警察官若しくは、海上保安官に通報する。
 - イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに村長に通報する。
 - ウ 通報を受けた村長は、その旨を管轄する中部土木事務所等（地方本部長）及び中部地区医師会へ通報連絡する。
 - エ 通報連絡を受けた中部土木事務所等（地方本部長）は、その旨を知事（福祉保健部）へ報告するものとし、知事（福祉保健部）は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡する。

オ 通報連絡を受けた医師会及び中部地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

カ 通報を受けた海上保安官は、琉球水難救済会及び関係漁業協同組合へ通報連絡する。

キ 通報の内容は次のとおりである。

（ア）事故等発生（発見）の日時

（イ）事故等発生（発見）の場所

（ウ）事故等発生（発見）の状況

（エ）その他参考事項

（通報連絡等救急医療対策系統図、関連機関、団体における救急医療対策の連絡窓口については、資料編（第2編 第2章）14-1～14-2を参照する）

(5) 医師等医療関係者の出動

村長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模・内容等を検討し、日赤区長、分区長及び中部地区医師会長へ医療班の出動を要請するとともに自らの医療助産班（診療所）を派遣する。要請を受けた日赤地区長、分区長及び地区医師会長は直ちに医療班を派遣する。

(6) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については本章第14節「交通輸送計画」による。

(7) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、村及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び中部地区医師会長において十分配慮する。

(8) 医療材料等の確保

村は、県（福祉保健部、保健所、県立病院）、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等が行う医療材料等の調達及び運用に協力する。

(9) 費用の範囲と負担区分

ア 費用の範囲

費用とは出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ 費用の負担区分

（ア）傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は村が負担する。

（イ）人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合で、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する村が負担する。

（ウ）公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する。

（エ）前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

ウ 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第9号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

資料編（第2編 第2章）17-1～17-2

(10) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

※災害救助法が適用された場合

1. 医療

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。

(2) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療又は施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 医療の費用及び期間

ア 費用

医療に要する費用は次のとおりとする。

- (ア) 医療助産班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とする。
- (イ) 委託医療機関等による場合
社会保険診療報酬の額以内とする。
- (ウ) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内とする。
- (エ) 日赤医療班による場合
委託契約に定める額以内とする。

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする。（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

2. 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の費用及び期間

ア 費用

助産に要する費用は次のとおりとする。

- (ア) 医療助産班による場合
使用した衛生材料の実費
- (イ) 委託助産機関等による場合
使用した衛生材料及び処置に要した実費
- (ウ) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

イ 期間

分娩した日から7日以内とする。
（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第15節 交通輸送計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通路を確保するためのものである。災害時における交通の確保並びに災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は次のとおり実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 交通計画	土木建設課
第2款 緊急輸送	総務課

第1款 交通計画

1. 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行う。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

(1) 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 村長	1.道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2.道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき	道路法 第46条
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1.災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため、必要があると認めるとき 2.道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図り又は交通災害その他の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3.道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条、第5条 及び第6条
海上保安本部	第十一管区 海上保安本部 海上保安官	1.船舶の交通安全の為に必要があると認めるとき 2.海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずる恐れがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3.海上保安官がその職務を行うため、周辺状況から真にやむを得ないと認めたとき	港則法 第37条 海上保安庁法 第18条

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は本章第31節「公共土木施設応急対策計画」（道路、漁港）に基づいて実施する。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第1次緊急輸送道路）の内、村を通過する道路は国道58号である。

■緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島：中部圏域）



2. 交通の規制

(1) 規制の種別

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 危険箇所における規制

村及び県（道路管理班、土木事務所）、県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、適切な措置をとる。

(4) 緊急通行車両の事前届け出

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、県公安委員会に対して緊急通行車両の事前届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。

(5) 標章の掲示

標章については、資料編（第2編 第2章）15-1～15-3を参照する。

(6) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分な対応ができない場合、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

村内の警備業者は、依頼を受けた場合、被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等に協力する。

(7) 通行禁止等の周知

村は、県公安委員会が行った災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等という。）によって、指定区域の通知を受けたときは、地域村民及び関係機関に対して必要事項を伝達する。

(8) 車両の運転者の責務（実施主体：土木建設課）

車両の運転者は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(9) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(10) 道路管理者の措置

道路管理者者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

第2款 緊急輸送

1. 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

(1) 第1段階

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

ア 上記アの続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

ア 上記イの続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

2. 輸送の方法

- (1) 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法により実施する。
 - ア 道路輸送
 - イ 海上輸送
 - ウ 空中輸送
 - エ 人力による輸送
- (2) 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

3. 道路輸送

- (1) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、おおむね次の順位による。

 - ア 応急対策を実施する機関に属する車両等
 - イ 公共的団体に属する車両
 - ウ 営業用の車両等
 - エ 自家用の車両等
- (2) 村における車両等の確保（実施主体：総務課）

災害輸送のための村有車両の確保は、次の方法により行う。（村の車両保有状況については、資料編（第2編 第2章）15-4を参照する）

 - ア 村有車両の掌握管理は、総務班（総務課）において行う。
 - イ 各班長は、車両を必要とする場合は、総務班（総務課）長に次の事項を明示して配車を要請する。
 - （ア）輸送日及び輸送区間
 - （イ）輸送対象人数
 - （ウ）その他必要な事項
 - ウ 総務班（総務課）長に要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上使用車両を決定し、要請班へ通知する。
 - エ 村内で車両を確保することが難しい場合は、村長は、県に対して車両の調達を要請する。
- (3) 民間車両による輸送

村又は県において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。
- (4) 燃料の確保

村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。
- (5) 費用の基準
 - ア 輸送業者による輸送又は車両の借り上げは、通常の実費とする。
 - イ 官公署の他公共機関等所有の車両については、燃料費程度の負担とする。

4. 海上輸送

- (1) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難な場合、海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。

(2) 県有船舶による輸送

村において、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括情報班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を必要とする船舶数
- エ 応急措置事項
- オ その他参考となるべき事項

(3) 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

- ア 村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。
- イ 村及び県における要請後の措置等は、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

(4) 民間船舶による輸送

村又は県において、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5. 空中輸送

(1) 空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の緊急を要する場合は、空中輸送の実施を行う。

(2) 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めに基づいて実施する。

(3) ヘリポートの整備

村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図る。

ヘリポートの設置基準については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6. 人力等による輸送

(1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。

(2) 村は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

(3) 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した村民に協力を要請して行う。

7. 広域輸送拠点の確保

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

※ 災害救助法に基づく輸送

1. 輸送の範囲

救助実施のための輸送は次の範囲とする。ただしこれ以外の輸送については、厚生労働大臣の承認を得て行う。

(1) 被災者を避難させるための輸送

村長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送

(2) 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療助産班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療関係者の移送等

(3) 被災者救出のための移送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための移送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

(5) 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等整備配分のための輸送

(6) 死体捜索のための輸送

死体の捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体の処理のための医療助産班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の輸送

2. 輸送の費用及び期間

(1) 費用

応急救助のため支出できる輸送費は当該地域における通常の実費とする。

(2) 期間

輸送の範囲で定められているそれぞれの救助の実施について認められている期間とする。

第16節 治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は次のとおり実施する。

1. 災害地における警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、村民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たる。

2. 関係機関との協力

村は、警察が実施する警備体制が円滑に進められるように協力する。

(1) 避難時の誘導（実施主体：土木建設課、農業推進課）

避難時の誘導にあたっては、村は、消防機関及び水防機関とともに警察に協力し、安全な経路を選定の上、所要の装備資器材を活用して行うように努める。

(2) 嘉手納警察署との協力に関する事項（実施主体：生活環境課）

ア 村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは嘉手納警察署長に連絡をとり、両者が緊密に協力する。

イ 村長が警察官の協力を求める場合は、原則として嘉手納警察署長に対して行う。

ウ 村長が警察官の出動を求める場合は、嘉手納警察長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

(3) 災害情報に関する事項

ア 災害時における広報に関する事項（実施主体：企画政策課）

村は、県（広報班）、報道機関等、報道に関係ある機関とともに、警察の広報活動に協力する。

イ 災害に関する情報の収集に関する事項（実施主体：関係各課）

村は、知事（総括情報班又は各地方本部）及びその他関係機関とともに、警察の情報収集活動に協力する。

ウ 災害に関する予報及び情報の伝達に関する事項（実施主体：総務課）

（ア）村長は、警察が行う災害に関する予報及び伝達を、警察署、又は交番若しくは駐在所を経て受ける。

（イ）尚、警察が伝達する災害に関する予報及び警報は、原則として津波に関する予報及び警報である。

（ウ）村長は、災害に関する予報又は伝達に関して、警察本部長、又は嘉手納警察署長と平素から連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないよう措置する。

エ 異常現象発見時における情報伝達に関する事項

村長は、災害が発生する恐れがある異常な現象に関する情報の伝達を、警察署長又は当該現象に関する通報を受けた警察官から受ける。

(4) 災害時における交通規制に関する事項

ア 交通規制を行う者

（ア）県公安委員会は道路交通法第4条第1項又は災害対策基本法第76条の規定に基づき、所要の交通規制を行う。

（イ）嘉手納警察署長は、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、所要の交通規制を行う。

（ウ）警察官は、道路交通法第6条の規定に基づき、所要の交通規制を行う。

イ 交通規制実施者に対する情報提供

村は、上記の者が実施する交通規制に対して、通行の禁止・制限に関する資料を提供する等の協力を行う。

(5) 救助に関する事項

村長は、知事及び災害救助の責任を有する機関とともに、警察が実施する被災者及び負傷者の救出、疾病にかかった者の応急的救護及び死体の発見に協力する。

3. 被災地の社会秩序の維持

(1) 被災地の安全確保

警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

(2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第17節 災害救助法適用計画

災害に際して災害救助法を適用し応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、次のとおり災害救助法適用計画を実施する。

1. 実施責任者

村長は、知事が実施する救助法に基づく救助を補助する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行う。

2. 救助の種類

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、村長は、救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助を、村地域防災計画が定めるところに従って実施する。

3. 救助法の適用基準

救助法による救助は、村の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに実施される。

- (1) 村における住家の被害が60世帯に達したとき
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、村の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
- (4) 知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受ける恐れが生じたとき

4. 救助法の適用手続

- (1) 村長は、村における被害が3の救助法の適用基準いずれかに該当するときには、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 村長は、災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受ける。
- (3) 県の役割
 - ア 県は、村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに救助法に基づく救助の実施について村に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。
 - イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

5. 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）参照

資料編（第2編 第2章）17-1 参照

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）参照

資料編（第2編 第2章）17-2 参照

第18節 給水計画

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者

災害時における被災者に対する水の供給は村長が行う。担当は、水道班（水道課）が消防班（消防）及び協力班（農業委員会、土地改良区）の協力を得て行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし災害救助法が適用された場合であっても、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、村長がこれを実施する。

2. 供給の方法

(1) 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給とする。

(2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

(3) 供給の方法は、村の配水池（以下「配水池等」という。）及び県の調整池等を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

ア 配水池等からの給水

(ア) 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。

(イ) 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

(ウ) 給水タンク等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水する。

(4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ 容器による搬送給水

(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める

(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(5) 給水体制が整わない段階においては、協定先から供給する。

3. 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

4. 給水用機械器具の状況

給水用機械器具の状況は、資料編（第3編 第1章）17-2を参照する。

※災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができないものであれば、被害のない世帯であってもよい。しかし、反対に災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2. 供給の費用及び期間

(1) 費用

ア ろ水その他給水に必要な人夫費及び輸送費

イ ろ水器その他の給水に要する機械器具の借り上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

(2) 期間

供給期間は災害発生の日から7日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。)

第19節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は次のとおり実施する。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害対策員等に対する食料の調達及び配給は、村長が行う。なお、担当は住民年金班（住民年金課）、福祉班（福祉課）及びこども未来班（こども未来課）とする。

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された村長が実施する。ただし災害救助法が適用された場合であっても、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、村長がこれを実施する。

2. 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(1) 主食の調達（米穀、又は乾パン）

米穀については、村長は県知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、県知事の発行する応急買受許可書により、米穀販売業者手持ちの米穀を調達する。

災害用乾パンについては、村長より県知事に災害用乾パンの買い受け要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達する。

(2) 副食の調達

副食の調達は、原則として村において行う。なお、緊急調達の必要がある場合は、県（園芸振興班）及び他の市町村の応援を要請し調達する。

3. 応急配給

(1) 主食

ア 応急配給を行う場合

災害が発生し又は災害の恐れがある場合における応急配給は、次の状況が発生した場合に行う。

(ア) 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合

(イ) 被災により卸売、小売販売業者が、通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

(ウ) 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 米穀の応急配給の数量

(ア) 被災者用の場合は、一人1日当たり 300 g

(イ) 救助作業従事者用等の場合は一人1食当たり 200 g

ウ 乾パンの応急配給

災害の発生又はその恐れがある場合における乾パンの配給は、「災害時等における乾パンの取扱要領」（農林水産省総合食料局長通知）に基づいて実施する。

村は、知事（流通政策班）から乾パンの供給を受け、被災者に配給する。

(2) 副食

副食の応急配給については、村地域防災計画に定めるところにより村長が行う。

4. 炊き出し（実施主体：住民年金課、福祉課、こども未来課、給食調理場）

(1) 対象者

炊き出し、その他による食品の給与は避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時縁故地へ避難する必要がある者に対して行う。

(2) 給与の方法

ア 炊き出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は村長が行う。

イ 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

ウ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

エ 炊き出し施設は可能な限り、学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は、避難所に近い施設を選定して設ける。

オ 炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。

カ 炊き出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意する。

キ 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

5. 費用

炊き出し、その他による食品のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費とし、一人1日当たりの額は災害救助法の限度額以内とする。

6. 期間

炊き出し、その他による食料品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、住家の被害により被害者が一時縁故地へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。

7. 要配慮者等に配慮した食料の備蓄と給与

村は、要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

8. 個人備蓄の推進

村は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日間分程度、個人において準備しておくよう、村民に周知する。

※災害救助法が適用された場合

炊き出しその他食品の給与

1. 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水、床下浸水であって炊事道具が流失し、又はカマドがこわれ若しくは土砂に埋まる等の被害を受けて炊事ができない者
- (3) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し持ち合わせのない者

2. 費用

炊き出し、その他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、主食費、副食費、燃料費及び雑費の合計額が一人1日1,140円以内とする。

3. 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

災害救助用米穀の引渡しに関するフローチャート及び物資供給要請書等については、資料編（第2編 第2章）19-1～19-8を参照する。

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者

被災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は村長が行う。なお、物資の調達及び給与、又は貸与は福祉班が担当する。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし災害救助法が適用された場合であっても、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、村長がこれを実施する。

2. 物資の調達

村は、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

3. 物資の給与又は貸与

(1) 災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水及び船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 費用

衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯区分により1世帯当たりの額は災害救助法の限度額以内とする。

(3) 期間

衣服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 物資の配給方法

福祉班（福祉課）及び子ども未来班（子ども未来課）は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて迅速確実に配給する。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

(5) 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

（品目例）

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

(6) 義援物資及び金品の保管並びに配分

本村に送付された義援物資及び金品については、義援物資台帳を作成及び保管は経理出納班（会計課）が行い、配分計画に基づいて被災者に支給する。

4. 個人備蓄の推進

村は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、村民に周知する。

5. 救援物資の受入れ（実施主体：福祉課、こども未来課）

(1) 救援物資の受入れ

村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。

イ 村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

※災害救助法が適用された場合

1 対象者

被服、寝具等生活必需品の給与又は貸与の対象となるのは、次の(1)(2)に掲げる者であって、(3)(4)に該当する者とする。

(1) 災害により住家に被害を受けた者

（住家の被害程度は全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であって、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない）

(2) 船舶の遭難等により被害を受けた者

(3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者

(4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 費用又は期間

(1) 費用

給与又は貸与のために支出できる費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。（単位：円）

(2) 期間

災害の発生の日から10日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

世帯区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 増加するご とに加算
全壊（焼）	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊（焼）	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

第21節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃及び食品衛生監視は、次のとおり実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 感染症対策	生活環境課、健康推進課、水道課、施設管理者
第2款 保健衛生対策	生活環境課、福祉課、健康推進課、
第3款 清掃対策	生活環境課
第4款 動物の保護収容対策	県、生活環境課、健康保険課、

第1款 感染症対策

1. 実施責任者

村は、知事（健康増進班、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

感染症対策上必要な措置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この節では「法」という）にもとづいて実施する。

2. 感染症対策実施の組織

村は、感染症対策実施のため、感染症対策班を編成する。なお、災害地域が広範に及ぶときは、その都度即応体制をとる。生活環境班（生活環境課）及び健康増進班（健康推進課）がこれに当たる。

3. 感染症対策の指示

村は、知事（健康増進班）が派遣した担当職員の実情調査業務に協力するとともに、担当職員の指導に従い、速やかに次の指示事項を実施する。

なお、村及び知事の行う措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

- (1) 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示（実施主体：生活環境課、健康推進課）
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（実施主体：生活環境課）
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示（実施主体：生活環境課、水道課）
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示（実施主体：健康推進課）

4. 感染症対策の実施（実施主体：生活環境課、施設管理者）

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延する恐れがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つ。

なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各地帯に実施させる。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条による。

ア ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条による。

イ 生活の用に供される水の供給

同法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

ウ 患者等に対する処置

伝染病患者又は病原菌の保菌者を発見したときは、速やかに隔離施設に収容する。交通途絶等の為、隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。また、やむを得ない事情により隔離施設の収容が困難な病原菌保菌者に対しては、自宅隔離とする。

エ 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延の恐れがある場合には緊急に実施する。

オ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

(ア) 疫学調査 (イ) 清潔の保持及び消毒の実施 (ウ) 集団給食

(エ) 飲料水の管理 (オ) 健康診断

第2款 保健衛生対策

1. 被災者の健康管理

村及び県（健康増進班、保健所）は、以下により被災者の健康管理を行う。

(1) 良好な衛生状態の保持（実施主体：健康推進課）

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

(2) 要配慮者への配慮（実施主体：福祉課）

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3) 保健師等による健康管理（実施主体：健康推進課）

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3款 清掃対策

災害時における被災地帯の清掃等は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者

災害地における被災地帯の清掃の計画の実施は、生活環境班（生活環境課）とする。ただし被害が甚大のため村において実施できないときは、他の市町村又は県（福祉保健部、環境保全班、保健所）の応援を求めて実施する。

2. 清掃の方法

(1) ごみの収集処理

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に村及び委託業者の車両を配置し、速やかに行う。

イ ごみの集積地は、各自治会の長等と協議して定める。

ウ ゴミの処理は、原則として比謝川行政事務組合ゴミ処理施設において処理し、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

(2) し尿の収集処理

ア し尿の収集は、災害の規模に応じ村が業者に委託して集中汲み取りを実施する。し尿の収集運搬戸数は1.8klバキューム車で1回約20世帯とする。

イ 収集したし尿は、中部衛生施設組合で処理する。

3. 仮設便所等のし尿処理（実施主体：生活環境課）

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4. 一般廃棄物処理施設等の状況

(1) ごみ処理施設

組合名	比謝川行政事務組合
構成町村	嘉手納町、読谷村
所在地	嘉手納町字久得 242-1
規模	70 t / 16 h r
形式	准連続燃焼式
炉の形態	35 t / 16 h × 2 炉
着工日	平成7年2月
竣工日	平成10年3月

第2編 地震・津波編

第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

(2) し尿処理施設

組合名	中部衛生施設組合
所在地	うるま市嘉手納町読谷村
規模	80 k l / 日
処理方式	標準脱窒素処理法
処理実績	16,608 k l （平成 18 年度）
着工日	昭和 53 年 3 月
竣工日	昭和 55 年 7 月

(3) し尿及びごみ収集運搬資機材

資料編（第2編 第2章）21-1を参照する

第4款 動物の保護収容対策

1. 実施責任者（実施主体：生活環境課）

(1) 犬及び負傷動物対策

村及び県（福祉保健部、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 危険動物対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、村は県が設置する危険動物対策班の活動に協力する。

2. 収容及び管理

(1) 犬及び負傷動物対策

村は、県から犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求められたときはそれに協力し、保護・収容された犬等を適正に管理する。

(2) 危険動物対策

危険動物が逸走した場合には、村は、県（福祉保健部、保健所）の要請に従い、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力する。

3. ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置（実施主体：県）

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

(2) 避難所での取扱い（実施主体：健康保険課）

村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第22節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び死体の収容・処理並びに埋葬等の処置は、村長が行う。

なお、行方不明者の搜索は、消防対策部（消防）が警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、死体の収容・処理及び埋葬等は生活環境班（生活環境課）が、協力班（議会事務局、選挙管理委員会の職員）の協力を得て担当する。ただし災害救助法が適用されたときは、死体の収容・処理は県知事が行い、搜索、埋葬は県知事の委任により村長が行う。

2. 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策部（消防）に搜索隊を設置する。この場合行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策部中心に各班員をもって編成する。

(2) 搜索の方法

搜索にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3. 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：嘉手納警察、保健医療部長、市町村、第十一管区海上保安本部）

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の収容（実施主体：生活環境課、福祉課）

搜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検視及び医師の検案を受けた後に、又は警察等により遺体の引渡しを受けたときは、直ちに適当な死体収容所に収容する。

(3) 医療機関との連携

搜索に関しては、負傷者救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、前もって医療機関と連絡を取っておく。

4. 遺体の取扱い（警察本部、保健医療部長、市町村、第十一管区海上保安本部）

(1) 遺体の取扱い

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市町村長に引き渡すものとし、市町村はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

県警察は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について市町村等と連携を図るものとする。

(2) 遺体の処理

ア 収容した遺体は、身元の所在を確認し、遺族等に引き渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているときは、必要に応じ、遺体の清浄、縫合及び消毒等の処理をする。

5. 遺体の埋葬（実施主体：生活環境課）

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないもの等に対しては、火葬に付す。

6. 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び進退の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。

イ 費用

船艇、その他救出の為の機械、器具等の借上料、修繕費及び燃料費とし、当該地域おける通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 処理の範囲

遺体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保管

(ウ) 検案

ウ 費用

遺体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理のための1体当たりの費用額は災害救助法の限度額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容する為に既存の建物を利用する場合は、その1体当たりの費用は災害救助法の限度額以内とする。

(ウ) 検案が医療助産班によることができない場合は、当該地域の慣行料金以内の額とする。

エ 期間

遺体処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(3) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急処理程度のものを行う。

イ 費用

埋葬は、実際に埋葬を行う者に対してできる限り次に掲げる現物を支給し、その1体当たりの費用は災害救助法の限度額以内とする。それに要する経費は県が負担する。

(ア) 棺（付属品を含む。）埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）

(イ) つば及び骨箱

ウ 期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

7. 広域火葬

村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

※災害救助法が適用された場合

1. 遺体の搜索

(1) 対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の費用及び期間

ア 費用

借上費、修理費、燃料費の当該地域における通常の実費とする。

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

遺体の処理

(1) 対象者

災害のため死亡した者で、その遺族が処理できない者

(2) 処理の費用及び期間

ア 費用

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理1体当たり円以内3,300円

（イ）遺体の一時保存

a 既存建物利用借上のための当該地域における通常の実費

b 既存建物が利用できないとき、1体当たり5,000円以内

（人員輸送費を含む）

（ウ）検案

救護班によるものを原則とし、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内（検案料のみで検案書の作成に関する費用は認められない）。

（エ）期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

2. 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害の際死亡したもので、その遺族が埋（火）葬を行うことができない者

(2) 埋（火）葬の費用及び期間

ア 費用

1体当たり大人（12才以上）211,300円

小人（12才未満）168,900円

イ 期間災害発生の日から10日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去は次のとおり実施する。

1. 実施責任者

- (1) 災害時において住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去は村長が行い、担当は生活環境班（生活環境課）、都市計画班（都市計画課）及び土木建設班（土木建設課）とする。
災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし災害救助法が適用された場合であっても、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、村長がこれを実施する。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

2. 障害物の除去

- (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物
村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。
ア 対象者
（ア）当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
（イ）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
（ウ）自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること
イ 除去の方法
村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。
- (2) 倒壊住宅（実施主体：土木建設課、都市計画課、生活環境課）
村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。
- (3) 道路関係障害物（実施主体：道路管理者）
道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。
- (4) 河川・港湾関係障害物
河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。
第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3. 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
村は、災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれ踏まえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。
県は、廃棄物処理が市町村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。
- (2) 仮置場、最終処分地の確保
村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村

を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、村民・作業者の健康管理（実施主体：土木建設課、都市計画課、生活環境課）

障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び村民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

※災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運びこまれ、日常生活に著しい支障をおよぼしており、それを除去すること以外に居住の方法のない場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者

2. 除去の費用及び期間

(1) 費用

1世帯当たり 135,400 円以内とする。

(2) 期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第24節 住宅応急対策計画

村及び県は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図る。

また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行う。

1. 応急仮設住宅の設置等（実施主体：都市計画課、施設整備課）

(1) 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設は村長が行う。担当は、都市計画班（都市計画課）及び施設整備班（施設整備課）とする災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

(2) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は村（災害救助法が適用された場合は県）が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行なうものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 設置戸数、規模、費用等

ア 戸数

応急仮設住宅の設置数は、村内において住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、県に対して数の引上げを要請する。

イ 規模

応急仮設住宅の規模は1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、或いはアパート式建築のいずれでも差しつかえない。

ウ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて1戸当たり平均2,343,000円以内とする。

エ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(5) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び村は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(6) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

(7) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(8) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2. 住宅の応急修理

(1) 実施者

住宅の応急修理は村長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

(2) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者。

(3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は村（災害救助法が適用された場合は県）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行い、必要ある場合は村及び県が協力して必要資材の調達を行う。

イ 応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

(4) 修理の戸数、費用及び期間

ア 戸数

応急修理の対象数は村内において半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。

該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶ。

イ 費用

修理のため支出できる費用の限度は、1世帯当たり500,000円以内とする。（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む）

ウ 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。

3. 公営住宅の活用

村営住宅に入居を希望している被災者に対しては入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

入居希望者に対して十分な数の村営住宅を提供できない場合は、村は県に対して県営住宅の利用を要請する。

4. 住家の被災調査（実施主体：都市計画課、施設整備課、税務課）

村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市町村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

5. 被災者台帳の作成（実施主体：福祉課）

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する村から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第25節 二次災害の防止計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、村民の生命の保護を図るものとする。

1. 実施責任者（実施主体：都市計画課、施設整備課）

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は村が実施する。県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2. 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3. 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4. 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木建設課、総務課）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5. 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第26節 教育対策計画（実施主体：教育総務課、学校指導課、給食調理場）

災害時における応急教育対策は次のとおり実施する。

1. 実施責任者

(1) 村の役割

ア 村立小中学校及び幼稚園、その他の文教施設の災害復旧は村長が行う。

イ 村立小中学校児童、生徒及び幼稚園児に対する応急教育は村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、村の要請により、知事（施設建築班等）又は県教育委員会が、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

ウ 災害発生時の学校及び幼稚園内の応急措置は、各学校長等が行う。

エ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、村長が行う。

(2) 県の役割

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は県教育委員会が行う。

イ 県立学校の児童、生徒に対する応急教育は県教育委員会が行う。

(3) 私立学校

私立学校の文教施設の災害応急復旧及び児童、生徒の応急教育は、学校設置者が行う。

2. 応急教育対策

災害時における応急教育は、おおむね次の要領のとおりとする。

(1) 小中学校

ア 休校時の処置

(ア) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長及び園長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとる。

(イ) 休校（休園）措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を各公民館放送、ラジオ、インターネット等確実な方法により児童、生徒及び園児に周知させる。

(ウ) 休校（休園）措置が登校（登園）後に決定し、児童、生徒及び園児を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校（降園）又は、学校職員、PTA会員等による誘導等を行う。

イ 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎を建設する。

(エ) 村教育委員会は、応急教育にあたって村内に適当な施設がない場合は県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設のあっせんを要請する。

ウ 教育職員の確保

村教育委員会は、県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。

エ 科書、教材及び学用品の支給方法

(ア) 被災児童、生徒及び教科書の被害状況の調査報告

村長は、被災した児童、生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。

(イ) あっせん

県教育委員会は、村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手につきあっせんする。

(ウ) 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童、生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

給与する物品の品目、費用、期間に関しては、本節末尾の「災害救助法が適用された場合」を参照。

② 救助法適用世帯以外の児童、生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

オ 被災児童、生徒の転校、編入

被災児童、生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

3. 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施する。

4. 社会教育施設等の対策

災害時における社会教育施設等の応急対策は、次のとおり実施する。

(1) 公民館等施設

公民館等の施設は、災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施する。

(2) 文化財対策

村教育委員会は、県教育委員会と協力して、文化財の被災状況の把握に努める。

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を村教育委員会（村指定文化財）または、県教育委員会（県指定文化財・国指定文化財）に報告する。

5. 被災児童、生徒の保健管理（実施主体：学校指導課）

被災児童、生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6. 文化財の保護（実施主体：文化振興課）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、読谷村教育委員会に報告する

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

※ 災害救助法が適用された場合

○ 学用品の給与

災害により、住家の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損した者に対する学用品の給与は次のとおり実施する。

1 対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）で、学用品を滅失、又はき損し、入手することができない者。

2 給与の品目、費用及び期間

(1) 品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

給与品目は以上3種類に限られ、教科書は教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書で、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書とし、教材については、原則として教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているものとする。

(2) 費用

給与のため支出できる費用の限度額は、次のとおりとする。

ア 教科書（教材含む）代

支給した教科書又は教科書以外の教材の実費。

イ 文房具及び通学用品費

（ア）小学校児童 一人当たり 4,400 円

（イ）中学校生徒 一人当たり 4,700 円

（ウ）高等学校等生徒 一人当たり 5,100 円

(3) 期間

最終的に被災児童、生徒の手に渡るまでの期間が、被害発生の日から教科書（教材を含む）については、1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するよう努める。

3 学用品の調達

村長が、学校長及び教育委員会の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

第27節 危険物等災害応急対策計画（実施主体：総務課、ニライ消防）

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

なお、通報連絡系統図については、資料編（第2編 第2章）27-1を参照する。

1. 石油類

(1) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

(2) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等の恐れのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(3) 警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(4) 第十一管区海上保安本部

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

2. 高圧ガス類

(1) 村の役割

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

(2) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(3) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(4) 第十一管区海上保安本部

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

(5) 県の役割

- ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

3. 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

- ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中地に沈める等の措置を講ずる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

- ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

- ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

第28節 在港船舶対策計画

村、村漁業協同組合、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずる。

1. 船舶の被害防止対策（実施主体：商工観光課）

船舶の被害を防止するため、災害が発生する恐れがある場合は、村及び村漁業協同組合は関係機関と協力して、無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずる。

- (1) 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害する恐れのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2. 津波避難

津波に対する船舶等の避難は「第9節避難計画」第2款による。

第29節 労務供給計画

災害時において、村職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合における労務者及び職員等の確保は、次のとおり実施する。

1. 実施責任者（実施主体：住民年金課）

災害応急対策に必要な労務者の供給については、沖縄公共職業安定所に依頼するが、もし諸般の事情により当該職業安定所長からの労務者との供給幹施が困難と思われる場合は、あらかじめ当該職業安定所長と調整の上、村長が自ら労務者の雇用に当たる担当は、住民年金班（住民年金課）とする。

2. 労務者の供給の方法

労務者を必要とする応急対策実施機関は必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請する。

3. 労務者供給の方法

- (1) 供給手続

村長は、沖縄職業安定所長に対し次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所又は集合場所
- ウ 作業内容及び労務の種別
- エ 労働時間
- オ 賃金

4. 救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、次による。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は次のとおりである。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療助産班（診療所）では処理できない重症患者又は医療助産班（診療所）が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療助産班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等。

ウ 被災者の救出賃金職員等（実施主体：ニライ消防）

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をするための賃金職員等。

エ 飲料水の供給賃金職員等（実施主体：水道課）

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員等及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等（実施主体：福祉課、こども未来課）

次の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体捜索賃金職員等（実施主体：嘉手納警察、生活環境課）

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等。

(2) 賃金職員等雇上げの特例（実施主体：関係各課）

以上のほか埋葬、炊き出し、その他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、村は、次の申請事項を明記して県（環境生活部）に申請する。

- ア 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- イ 賃金職員等の所要人員
- ウ 雇上げを要する期間
- エ 賃金職員等雇上げの理由

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、読谷村臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

ウ 賃金の支払い方法

賃金の支払い方法は、その日払いとし、支給事務等は「読谷村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。

5. 職員の派遣の要請等（実施主体：総務課）

(1) 職員の派遣の要請

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

イ 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは他の市町村長に対し当該市町村の職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）

ウ 村長はア及びイによる職員の派遣の要請を行う場合は次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を必要とする理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣あつせん

ア 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。（災害対策基本法第30条第1項）

イ 村長は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求める。（災害対策基本法第30条第2項）

ウ 村長はア及びイによる職員のあつせんを求める場合は(1)のウの要請に準じた文書をもって行う。

6. 従事命令、協力命令（実施主体：総務課）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。従事命令等の種類と執行者、命令対象者の詳細については、資料編（第2編 第2章）29-1～29-2を参照する。

(2) 損失に対する補償

村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（災害対策基本法第82条第1項）

(3) 傷害等に対する補償

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡、負傷し、若しくは疾病となったとき

は、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

- (4) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は別紙のとおりである。
様式については、資料編（第2編 第2章）21-3～21-5を参照する。

第30節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体の編成及び活動は、次のとおりとする。

1. 実施責任者（実施主体：総務課、福祉課、こども未来課）

- (1) 民間団体の活用は、村長又は村教育委員会が村内の民間団体の協力を求めて行う。なお、村で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。
- (2) 大規模な被害若しくは広範囲にわたる災害が発生した場合、村内で処理できない場合においては、村長又は村教育委員会は、知事（総括情報班）又は県教育委員会に対して民間団体の活用を要請する。

2. 団体及び活動内容

(1) 協力を要請する団体

- ア 各自治会
- イ 婦人会
- ウ 青年会
- エ 自主防災組織
- オ その他各種団体

(2) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請する。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員
- カ その他必要とする事項

(3) 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たる。

- ア 災害現場における応急処理と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等奉仕活動
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水等の奉仕活動
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- オ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第31節 ボランティア受入計画（実施主体：福祉課、社協）

大規模な災害の発生時には、村内の防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ確かな実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

1. ボランティアの募集

村は村内のボランティアニーズを把握し、県（福祉保健部）に対して情報を提供する。村は、県（環境生活部）と協力して、ボランティア受付の総合窓口を開設するとともに、企画政策班（企画政策課）を通して報道機関へボランティアの募集の発表を行う。

その際に、ボランティアに関する問い合わせの対応については、県外の自治体や社会福祉協議会等に依頼する。

2. ボランティアの受入れ

また、村及び県（福祉保健部）は、沖縄県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入れ体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣してもらって実施する。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

4. ボランティアの活動支援

村は、県及び社会福祉協議会等と協力し、ボランティアの活動支援として以下の対策を実施する。

(1) 活動場所の提供（村、県）

ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
- (キ) 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 被災地災害ボランティアセンターの役割

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- (エ) ボランティアの紹介
- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供（村、県）

村及び県は、ボランティアに対して、必要に応じて電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等を提供する。

(3) 情報の提供（村、県）

村及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、村民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険（村）

村は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集（村、県、村・県社協）

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第32節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、次のとおり実施する。なお、河川施設の応急対策は、本章第11節「水防計画」に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整の上行う。

2. 施設の防護（実施主体：土木建設課、農業推進課）

(1) 道路施設

ア 村道

(ア) 村長は、村の管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所に報告する。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害の内容及び程度
- ③ 迂回道路の有無

(イ) 村長は、自動車の運転者、地区の村民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長に報告するよう職員を常時指導啓発しておく。

イ 国道及び県道

沖縄総合事務局開発建設部及び県が行う。

(2) 漁港施設（実施主体：商工観光課）

村長は、村の管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに次の事項を中部農林土木事務所に報告する。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害内容及び程度
- ウ 泊地内での沈没船舶の有無

3. 応急措置（実施主体：道路管理者、商工観光課）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

(2) 漁港施設

漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護する。

4. 応急工事（実施主体：道路管理者、商工観光課）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- (イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- ① 排土作業又は盛土作業
- ② 仮舗装作業
- ③ 障害物の除去
- ④ 仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

イ 漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊の恐れがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止する。

第33節 公益事業等施設応急対策計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 電力施設災害応急計画	—
第2款 液化石油ガス施設災害応急対策	—
第3款 上水道施設災害応急対策	水道課
第4款 下水道施設災害応急対策	施設整備課
第5款 電気通信業務用電気通信設備災害 応急対策	—

第1款 電力施設災害応急計画

県地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次のとおりとする。

1. 実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、沖縄電力株式会社の定める沖縄電力株式会社防災業務計画により実施する。

2. 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理にあたっては、関係市町村と十分連絡をとり措置をとる。

第2款 液化石油ガス施設災害応急対策

1. 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、社団法人沖縄県高圧ガス保安協会、ニライ消防、嘉手納警察に通報する。
- (2) 休日及び夜間における連絡は、ニライ消防とその管内の販売店が協議して定める。

2. 出動体制

販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急措置を行う。

- (1) 前項の通知があっても特別な事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (2) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかにニライ消防に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (3) 販売店は、他の販売店からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

3. 出動条件

- (1) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。
- (2) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (3) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4. 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、嘉手納警察、ニライ消防の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3款 上水道施設災害応急対策（実施主体：水道課）

1. 広域支援の要請

村は、復旧状況の把握に努めるとともに、必要な場合は、県（環境生活部、企業局）に対して、広域的な支援を要請する。

県は、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請するとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

2. 復旧の実施

村は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設ける等効率的に復旧作業を進める。

また、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等速やかに緊急給水を実施する。

(1) 配水施設の復旧

配水施設の被害のうち施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(2) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び配水池・増圧ポンプ場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(3) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕問い合わせがあったものについては、読谷村指定給水装置工事事業者を照会する。なお、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所等は優先して実施するよう工事業者に協力を要請する。

第4款 下水道施設災害応急対策（実施主体：施設整備課）

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1. 復旧の実施

(1) 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第5款 電気通信業務用電気通信設備災害応急対策

村内における災害時の電気通信確保のための応急対策は、NTT西日本が実施する。村はNTT西日本からの要請があった場合はこれに協力する。

1. NTT西日本における応急対策

(1) 対策機関

NTT西日本沖縄支店長は災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、沖縄支社に災害対策本部を設置する。ただし、状況によっては情報連絡室を設置する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、沖縄支店内に設置する。

(3) 本部の構成及びその職務

本部に情報班、設備班、お客様対応班、広報班、総務班を置く。

ア 本部に本部長、副本部長、班長及び班員若干名をおく。

イ 本部長は、指名された者がこの任に当たるものとし、本部の業務を総括する。

ウ 副本部長は、設備部長がこの任に当たり、本部長を補佐して本部業務の総合的推進を図る。

エ 班長は本部長の命を受け、災害対策業務をつかさどる。

オ 班員は班長の指揮監督のもとに災害対策業務に従事する。

2. 通信施設の状況

村内における電気通信業務用電気通信設備の状況は、資料編（第2編 第2章）33-1を参照する。

3. 災害時の連絡先

村は平時より村民に対して、NTT西日本の災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板についての情報を周知するよう努める。

第34節 農林水産物応急対策計画（実施主体：農業推進課、商工観光課）

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次のとおり実施する。

1. 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は、災害等により農林水産物に甚大な被害を及ぼす恐れのあるときは、直ちに広報等を通じて周知徹底を図るとともに、読谷村漁業協同組合、沖縄県農業協同組合読谷支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合、各自治会、県及び県出先機関等と相互協力して、その対策を実施する。

(2) 事後対策

村は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、農漁業を対象とした督励に努めるほか、読谷村漁業協同組合、沖縄県農業協同組合読谷支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合、各自治会、県及び県出先機関等と相互して、その対策を実施する。

2. 農産物応急対策

(1) 種苗対策

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、村は、沖縄県農業協同組合読谷支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告する。

イ 村長の要請を受けた沖縄県農業協同組合読谷支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

(1) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

村内に、広範な地域にわたり病虫害が発生した場合、病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合読谷支店、各自治会、農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示する。

イ 緊急防除指導班の編成

村は必要に応じて、指導班（農業推進班（農業推進課）、沖縄県農業協同組合読谷支店等）を編成し、現地指導の徹底を図る。

ウ 防除器具

災害により、病虫害が異常発生し、緊急防除を実施する必要があるときは、村の防除器具を使用し、器具搭載車については、関係機関の車両を使用する。

エ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合、沖縄県農業協同組合読谷支店に対し手持ち農薬の緊急供給を依頼する。

3. 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

災害が予想されたとき、又は発生したときは家畜の飼育者自ら家畜を安全な方法により管理する。避難が必要な場合、避難場所の選定、避難方法については環境衛生等、立地条件に十分配慮する。この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、村においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対し、村は県の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班、家畜診療班を組織し必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼育者を通して村に届け出を行わせるとともに、駐在員及び県の防疫員の指示により処理を行わせる。実施担当は、農業推進班（農業推進課）とする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病の発生の恐れがあると認められる場合には、村は県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防処置をとる。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、村は県に対し診療班の派遣を要請する。

(3) 飼料の確保

災害により肥料の確保が困難になったときは、村は、県又は沖縄県農業協同組合読谷支店に対し必要量の確保、並びに供給についてはあっせんを要請する。

4. 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は村長の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずるものとする。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生の恐れがある場合、又は発生蔓延防止のため村長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

5. 漁船及び漁具の管理

台風、津波等の災害が予想される時は、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させる村は、この場合の避難場所の選定及び避難の方法について、必要のあるときは、漁業協同組合と協力してあらかじめ計画しておく。

第35節 道路災害応急対策計画

1. 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2. 計画内容

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 村は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 各道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、本章第1節「組織計画」、第2節「動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 村は、道路管理者に対して、迅速かつ的確な救助・救出を実施するよう要請するとともに、道路管理者と協力して救助・救急活動を行う。

イ 村は県と協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、村は県とともに、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第36節 米軍との相互応援計画（実施主体：企画政策課）

1. 相互連携体制の構築

村は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

2. 基地立入りに関する協定

村は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における村民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている村は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

3. 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとにニライ消防と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

4. 消防相互援助協約

「消防相互援助協約」に基づき、米軍及びニライ消防の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第37節 り災証明の発行（総務課、ニライ消防）

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を発行するものとする。なお、火災のみの場合のり災証明については、ニライ消防にて発行する。

村は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

1. り災証明書の発行

り災証明書の発行については、災害対策基本第2条第一項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の「り災証明」を行うものとする。

全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水、災害による全焼、半焼、水損。

資料編（第2編 第2章）37-1 参照

2. 判定結果に関する相談・再調査の受付

村は、判定に不服のある場合の再調査等を当初調査した課で受け付ける。また、被災者は、①り災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

3. 未確認・期限切れの受付

村が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明書」によつてり災を証明することが可能で、かつ村長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行う。

4. り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外（テレビ、家具等）のものがり災した場合において必要があるときは、村長が行う「り災届出証明書」で対応する。

第3章 災害復旧・復興計画（地震・津波編）

第1節 公共施設災害復旧計画（実施主体：総務課、関係各課）

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

1. 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害が発生することを防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了した時、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

2. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

3. 災害復旧事業計画

事業計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してそのつど作成実施するが、その主なものは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸施設復旧事業計画
- ウ 道路施設復旧事業計画
- エ 砂防施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

4. 村における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合は、村は県と協力して被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、村は県と協力して、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村は県と協力して、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

第2節 被災者生活への支援計画

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 災害相談	住民年金課
第2款 住宅の復旧	都市計画課、施設整備課
第3款 生業資金の貸付	福祉課、こども未来課
第4款 被災世帯に対する住宅融資	施設整備課
第5款 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉課、こども未来課
第6款 災害義援金品の募集及び配分	福祉課、こども未来課
第7款 租税の徴収猶予及び減免等	税務課
第8款 職業のあっせん	商工観光課
第9款 被災者生活再建支援法適用計画	総務課、税務課、福祉課、都市計画課、施設整備課
第10款 地震保険や共済制度の活用	—

第1款 災害相談（実施主体：住民年金課）

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「村民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処する。

1. 村民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、村では村民サポートセンターを開設するセンターの開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努める。実施は、住民年金班とする。

なお村民サポートセンターでの相談業務は、県が開設する県民サポートセンターと緊密に連絡をとりながら行う。

2. 相談内容

村民サポートセンターにおける主な相談内容は次のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- (4) り災証明の発行手続
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健（精神保健を含む）
- (12) 労働相談

3. 設置場所

村民サポートセンターは、村役場に設置する。

第2款 住宅の復旧（実施主体：都市計画課、施設整備課）

災害時における被災住宅の復旧対策として、村は、災害住宅に対する融資を行う。

1. 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

県及び村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときには、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市町村は、り災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

村は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容をり災者に周知するよう要請する。

なお、村は、り災者が借入れを希望する際には、「り災証明書」を交付するものとする。

2. 災害公営住宅の建設

県及び村は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

第3款 生業資金の貸付（実施主体：福祉課、こども未来課）

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という）による災害援護資金

実施主体	村（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の全壊350万円）
所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
利率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

2. 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金。

貸付限度	150万円
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	7年以内
貸付利子	3%

3. 母子福祉資金

4. 国民金融公庫資金

- (1) 更生資金
- (2) 恩給担保貸付金
- (3) 遺族国債担保貸付金
- (4) 引揚者国庫債券担保貸付金

第4款 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：施設整備課）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

1. 「法」の災害援護資金
2. 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
3. 母子福祉資金の住宅資金

第5款 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉課、こども未来課）

1. 災害弔慰金の支給

実施主体	村（条例の定めるところにより実施）
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	○生計維持者が死亡した場合 500 万円 ○その他の者が死亡した場合 250 万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

2. 災害障害見舞金の支給

実施主体	村（条例の定めるところにより実施）
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
支給対象	対象災害により精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ・両眼が失明した者 ・そしゃく及び言語の機能を廃した者 ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・両上肢をひじ関節以上で失った者 ・両上肢の用を全廃した者 ・両下肢をひざ関節以上で失った者 ・両下肢の用を全廃した者 ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者
弔慰金の額	○生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ○その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

第6款 災害義援金品の募集及び配分（実施主体：福祉課、こども未来課）

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同あるいは協力して行う。本村もこれに協力するよう努める。

日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体。

1. 義援物資の受入れ

村、県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

2. 義援金の受入れと配分

- (1) 村、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。
- (2) 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。
- (3) 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。
- (4) 村、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
- (5) 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- (6) 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第7款 租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務課）

1. 村税期限の延長

村長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由で法又は村条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、その理由のやんだ日から2ヶ月（特別徴収に係るものにあつては1ヶ月）を超えない限度において当該期限を延長することができる。

この場合において村長は、災害等が村内の全域又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認めた場合においては、納税者又は特別徴収義務者の申請によらず地域及び災害がやんだ日から2ヶ月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

2. 村税の徴収猶予

村長は、地方税法第15条の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害等を受けた場合において、その事実に基づき県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請により1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。

3. 村税の減免

村長は、天災、その他特別の事情により著しく資力を喪失して納税困難のため村税（住民税）の減免の必要があると認める者については、これを減免することができる。

4. 減免手続

減免を受けようとする者は、納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限前7日）までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を村長に提出しなければならない。

第8款 職業のあっせん（実施主体：商工観光課）

村は、災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

第9款 被災者生活再建支援法適用計画

1. 計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画により実施する。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）が実施するが、法人から委託を受けた場合は、村が実施する。なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

2. 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合。（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合

イ 村内の10以上の世帯の住宅が全壊した場合

ウ 県内の100以上の世帯の住宅が全壊した場合

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町村がア～ウに定める区域に該当する場合

(2) 上記の自然災害によって対象となる世帯は次のとおりである。

ア 居住する住宅が全壊した世帯、又は居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

イ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記アイの世帯を除く。）

(3) 住宅の被害認定（実施主体：都市計画課、施設整備課、税務課）

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づいて村が行い、県に通知する。

(4) 支援金の支給及び支給限度額（実施主体：福祉課）

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入、世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。

なお、支援金の支給限度額は次表のとおり。

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	ア～エ	オ～ク
年収≦500万円の世帯	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上又は要配慮者世帯で500万円<年収≦700万円 ・世帯主が60歳以上又は要配慮者世帯で700万円<年収≦800万円	複数	150万円	50万円	100万円
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

ア 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

イ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

ウ 住居移転費又は交通費

エ 住宅を賃借する場合の礼金

オ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

カ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

キ 住宅の建設、購入のための借入金等の利息

ク ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費

※大規模半壊世帯はオ～クのみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）

※長期避難世帯は特例として更にア、ウの経費について支給限度額の範囲内で70万円を限度に支給

※他の都道府県に移転する場合はオ～クそれぞれの支給限度額の1/2

(5) 村の事務体制

※「◎」は、村で行う事務、「○」は、委託を受けて村が行う事務

ア 制度の周知（広報）

イ ◎住宅の被害認定及び被害報告（実施主体：都市計画課、施設整備課、税務課、総務課）

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

（ア）村名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

（イ）災害の原因及び概況

（ウ）住宅に被害を受けた世帯の状況

全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等。

（エ）（ウ）の報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

（オ）その他必要な事項

（カ）報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。

ウ ◎り災証明書等必要書類の発行（実施主体：総務課）

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

（ア）住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録証明書）等世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類

- (イ) 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
- (ウ) 要配慮者世帯であることが確認できる証明書類
- (エ) り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

エ ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務（実施主体：福祉課）

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

オ ◎支給申請書の受付・確認等（実施主体：福祉課）

被災世帯からの申請書類は、村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等処理する。

- (ア) 支給対象額の算定
- (イ) 対象となる世帯の収入額の算定
- (ウ) 要配慮世帯の確認
- (エ) 添付書類等の有無
- (オ) その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

カ ◎支給申請書等のとりまとめ（実施主体：福祉課）

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

キ ◎使途実績報告書の受付・確認等（実施主体：福祉課）

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

- ク ○支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- ケ ○支援金の返還に係る請求書の交付
- コ ○加算金の納付に係る請求書の交付
- サ ○延滞金の納付に係る請求書の交付
- シ ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ス その他上記に係る付帯事務

(6) 適用手続

村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめ、速やかに県に送付する。

申請に必要となる書類は次のとおりである。

- ア 住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類
- ウ 要配慮世帯であることが確認できる証明書類
- エ り災証明書類

(7) その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行う。

第10款 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画（実施主体：農業推進課、商工観光課）

1. 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、村は、県に対して農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用等、被災農業者を救済するための計画を検討するよう要請する。

2. 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧及び被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また必要と認める場合、村は、被災者が沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を利用できるよう支援する。

3. 中小企業者への融資対策

村は、被災した中小企業が沖縄振興開発金融公庫等の中小企業関連の融資を受けられるよう金融相談を行い、必要と認める場合は相談者に対して県（経営金融課）及び関係機関をあっせんする。

第4節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 復興計画の作成（実施主体：総務課、関係各課）

村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障がいが生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、村民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2. がれき処理（実施主体：生活環境課）

村及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は村民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3. 防災まちづくり（実施主体：土木建設課、都市計画課、施設整備課）

村は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、村民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに村民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4. 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

(1) 村の措置（実施主体：総務課、関係各課）

村は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

(2) 県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。